

厚岸町議会 平成26年度各会計予算審査特別委員会会議録

平成26年 3 月12日

午前10時00分開会

- 委員長（佐藤委員） ただいまから、平成26年度各会計予算審査特別委員会を続会いたします。

本日は、昨日に引き続き議案第3号 平成26年度厚岸町一般会計予算を議題とし、引き続き審査を進めてまいります。

120ページをお開き願います。

3款民生費、1項社会福祉費、3目心身障害者特別対策費。

ございませんか。

（な し）

- 委員長（佐藤委員） 4目老人福祉費。

9番、南谷委員。

- 南谷委員 127ページに保健福祉課健康づくり係特別養護老人ホーム心和園の整備事業1,506万6,000円、さらには、その下のデイサービスセンター送迎車両整備事業472万2,000円、この内訳、6番議員の申し出の資料の12ページ、13ページに記載がありますので、事業の内容につきましては理解をさせていただいたところでございますが、そこでお尋ねをするんですけれども、今回、管理委託しているわけですから、従来であれば施設のほうの計上になったんですけれども、今回新たにここで計上になったのではないかなと私なりに推測をさせていただいたんですけれども、平成26年度からは、こういう事業についての関係は、従来の方法と表示方法も若干変わってくると私は推測をしているんです。

それで、新年度ではないんですけれども、まだ、大変恥ずかしいのなんですけれども、所管の課というんですか、あみかで所管しているものが、今までは心和園で分担していたものが、ある程度はあみかのほうで、建物の中で管理をしていっていたものがどうなっていくのか、この辺について、すみ分けというんですか、まだ決まっていなければしょうがないんですけれども、方向性というものがどういうふうになるのか、改めてお伺いをさせていただきます。

- 委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

- 保健福祉課長（松見課長） この2件につきましては、施設の基本的な整備ということでありまして、通常の経常的な経費の修繕とは異なりまして、従来から投資的経費に当たりましては一般会計で処理をさせていただいているところでございます。

これに従いまして、今回、平成26年度も、指定管理者制度になるわけでありますけれども、従来の会計手続のとおり一般会計で投資的経費の管理をしております。

なお、具体的な工事の内容につきましては、施設のほうというふうになろうかと思いますが、今後、特別会計がなくなり、施設運営も指定管理者になるわけですが、こういった指定管理者の関係、それから施設への責任の所在、これは保健福祉課のほうに移行すると、そういうことでございます。

●委員長（佐藤委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 そうすると、保健福祉課のほうで、従来どおりと今言うように、財源のほうはそういうことで今回の一般会計に計上されてきたと、これは従来と同じなんだと。それで、保健福祉課のほうで今まで受け持ってきた部分が、今度は直轄になることで、どういう部分が、むしろ管理の責任というのですか、所管の部分のエリアというのはどんなふうになるのかなというのは、ちょっと頭で想像がつかないものですから、従来であれば、今後、直轄になることによって、責任の分担も含めてどんなふうになるのか、もう少し具体的に説明をしていただきたいと思います。ちょっと理解できないんですね。事務量として減るのか、逆にこういうものがふえますよというものがあるのかどうかのことも含めて、単純に言えば、責任の部分は重くなるかもしれないんだけど、むしろ狭まるのではないのかなと、所管の部分としては。そういうふうに単純に僕は思ったんだけど、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 今までは、施設の運営そのものについては、施設長以下職員が対応していた部分、これはなくなるわけでありますが、この管理運営を適切に指導、監督する立場は、町は、これは持っているわけでございます。したがって、そういった部分の業務というのは、今までは施設長を中心に行ってきたわけでありますが、今後は保健福祉課が行うものと、そういうふうになりまして、業務はふえます。つまり、日常的な指定管理者との連携、こういった部分で具体的な業務がふえてくるというふうに捉えてございます。

●委員長（佐藤委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 そうしますと、今まで以上に福祉課のウエートというものは、責任も含めて大きくなるというふうに理解をさせていただきました。

指定管理になって、いろんな課題が出てくると思います。しっかりと、その運営も責任も頑張りたいと思いますが、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 適切な管理運営の指導に努めてまいりたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 他にございませんか。

6 番、堀委員。

●堀委員 資料要求しました市街地整備事業と送迎車両の整備事業についてお伺いします。

まず、心和園整備事業、どのような事業なのか、ここでは改修補修工事費としかないので、何をどのようにするのか、どのくらいをやるのかというものを教えていただきたいと思います。

それと、デイサービスセンターの送迎車両の整備事業なんですけれども、資料を見させていただいて、確かに老朽している車両の更新ということでわかるんですけれども、後段の部分で防衛調整交付金の対象となることも確認できた。ということは、平成26年度から新たに防衛の調整交付金として、今までは対象にはならなかったけれども、ことしから運用が変わったか何かで対象になることになったんだと。そのように防衛調整交付金のほうで変更があったので、新たにふえたというふうに理解してよろしいんでしょうか、それを教えていただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 特老ホーム施設長。

●特老ホーム施設長（高橋施設長） まず、1 点目の心和園の整備事業でありますけども、平成25年度は屋上の防水工事を実施しております。平成26年度には心和園の多床室の部分、この部分の外壁の改修工事を行います。

資料の12ページのほうにも書いてございますけども、このように写真で見ますと、外壁の剥離、あるいは膨張が見られております。この部分につきましては、多床室は平成12年に外壁工事を行っておりますけども、経年劣化によりまして、このように雨水ですとかが入りまして、冬期間の凍結とかによりまして膨張なり剥離なりが起こっております。

昨年の議会でもお話ししましたとおり、今までは内部改修、あるいは、先ほど申しました屋上の防水工事を実施しておりますので、今回の外壁工事を終わると、ほぼ大きな工事は今後しばらく発生しないのではないかなと思っております。

●委員長（佐藤委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 私のほうから防衛調整交付金の部分の答弁をさせていただきますが、防衛の調整交付金のメニューということで、大まかに幾つか分類があるわけですが、その中で社会福祉施設という分類があります。この中で、どういったものが対象になるかという例示があるわけですが、その中では、幾つかありますが、福祉バスであるだとか移動入浴車という部分は明示があります。ただ、今回導入しようとしている送迎車両、これについては、対象になるかどうかというのは、具体的に実施のする方向になった時点で北海道防衛施設局の担当のほうと、こういった事業を行う場合に調整交付金の対象になるかというものを確認をさせていただいて、その時々

やはり運用の仕方によって対象になったり対象にならなかったりということがあるものですから、念のために確認をとらせていただいたところ、この送迎車両についての更新については、調整交付金を充当しての事業としては合致するだろうという見解をいただいたということでございます。

ただ、この調整交付金がついたから実施をするということではなくて、必要性が出て、そのためには当然、財源も探さなければいけないということで、調整交付金のほうの道も当たったら、これも対象になるという確認がとれたということでございます。

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

●堀委員 まず、心和園のほうなんですけれども、多床室、大きな床の部屋でいいんですよね。なんですけれども、資料のほうでは外壁の至るところに亀裂と塗装の剥離が見られると。多床室だけじゃなくて全体をやるのかなというふうに思うんですけれども、整備面積としては、じゃ、多床室付近の面積だけで済むのか、それとも施設全体の建物をやるようにもなるのかという、どのくらいやるのかという説明がなかったので、改めてお願いしたいと思います。

それと、そうすると、デイサービスセンターの送迎車両のほうは確認してからじゃないとわからないんだ。ただ、きのうも別な件でも聞いたんですけども、第4次のほうでは車両の整備というものが載ってきていないわけですよ。そういうような中で、第5次になって急に、写真にもあるようなさびの状態や何かが、この一年間の中で急激に悪化したともなかなか考えられないわけなんです。そのような中で第5次の平成26年度の中で急に載ってくるというのは、余りにも計画性がなさ過ぎるんじゃないのと。

デイサービスセンターのところもそうですけども、今度は指定管理者にお願いをすることになりますといったときには、指定管理者のほうからさまざまな修繕要望や、当然、機器の更新要望というものも上がってくると思うんですよ。それらを全然3カ年なりにも載せないで、急に財源ができたかのように当年度でいきなり上げてくる、こういうようなアバウト過ぎる事業の実施計画というものはいかなものなのかなというふうに私は思うんです。もっと計画性を持ってやっていただかなければ、今後の指定管理についても、やはり不安にもなるわけなんですから、向こう側からのいろいろな要望、そういうものがちゃんと届いているのか、それをちゃんと要求しているのか、それについてどういう配慮がされているのかというものを見ることができなければ大変不安にもなるんで、やはりそこはもっと計画的に、きちんとやっていただくようにしていただきたいと思うんですけれども、どうでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 特老ホーム施設長。

●特老ホーム施設長（高橋施設長） まず、心和園の改修事業のほうでございすけれども、面積につきましては多床室部分だけでございす。デイサービスセンターとユニットの部分、ユニットのほうは平成22年の建設でありますので、まだ新しくて問題ございせん。デイサービスセンターのほうも、若干経年劣化はしておりますけども、この多

床室ほど損傷が激しくないということで、今回は多床室の部分だけの改修という形になります。

もう1点、デイサービスセンターの送迎車両の整備事業でございますけども、委員おっしゃるように、急に出したのではないかという懸念が持たれるのは当然かなと思いますけども、外装につきましては、このようにさびてはいましたけども、走行自体にはそれほど支障がありませんでした。ところが、ここ1年たたないうちに、足回り、いわゆるショックの部分が急激に傷んできまして、乗り心地が非常に悪くなってきたと。それまでは、確かに、写真で見ると、かなりさびていて、ちょっと見覚えが悪かったんですけども、乗っている分にはそれほど問題はなかったんですけども、利用者の方を乗せていくわけですから、そういう意味で、乗り心地が悪くて、特に車椅子を乗せてやると、ショックが悪いと支障がありますので、その部分で今回載せさせていただいたということになります。

特に、この車につきましては、郡部というか遠くのほうの送迎に多く使っておりまして、道路の段差ですとか、そういう部分がありますと、非常に、がたんというようなショックが来て、利用者の方に不快な思いをさせるということで、今回こういう形で計上させていただきました。

●委員長（佐藤委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 車両の部分は、実は今回、デイサービスセンターの送迎車両でございますが、町有車両の中で傷んでいる車というのはたくさん実はあるんです。そういった中では、各担当課も大変苦労しながら管理されておりますが、そういった中では、今、施設長から話があったように、大分傷んできても修繕をしながら、できるだけ長く乗るように各担当のほうで努めてきております。

ただ、そういった中で、どうしても対応に無理が生じた場合ということで急遽こういう形で出てきておりますけれども、委員の言われることも十分承知しておりますけれども、どんどん、やはり住民のニーズというのもたくさんあって、いろんな要望もあるわけで、可能な限り、特に町民の方が乗るような車については計画的な形で更新できるように配慮しながら、次年度以降も3カ年を取り組んでいきたいと思っておりますけれども、ただ、大分古くなって、更新が一緒だという部分もあっても、やはり、1年、2年我慢してもらおうということも当然あり得ますので、その辺、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

●堀委員 今後、修繕要望とかの対応といった中でのきちんとした、ハウレンソウというか、そういうような連携というものの、特にこれら二つの施設についても、きちんと上げるようにということではどうなんでしょうかということでお聞きしたんですけども、それについての答弁はないんでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 申しわけございません。

指定管理者との協定に関しては、保健福祉課のほうで担当することになってございます。その協定の中では、施設の維持管理に要する費用の負担についても触れております。私どもは、基本的な財産を町の財産として守るために、大規模な修繕等、あるいは改築の責任も負いますけども、軽微な修繕は、実は指定管理者にお願いしようというふうに念を押しておりますが、そこら辺についても、軽微な修繕も重なりますと、それは経理に負担になりますので、その辺も私どもも注意しながら、早目、早目に施設の維持、点検状況を逐次確認をしていくことで、そういう将来的な財政負担というんですか、計画性のある執行に心がけていきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 高齢者バスの乗車券助成が12万円ぐらい減額になっているんですが、この減にした内容を教えてほしいというのと、このごろは、正確にちょっと、利用の理由が私自身つかめていないんですが、スクールバス等にも利用を認めていますよね。それから、病院バスはどういうことなのか、ちょっとわかりませんが、遠隔地の高齢者等の住民の、そういう交通手段を、今、厚岸町が、現在運行している中で認めているものはどういうものがあるのか、ちょっと教えていただきたいというふうに思います。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 高齢者バスの関係でございまして、例年、春先に、対象者に、私どもが地域に出向いて、移動窓口を設けて交付させていただいて、そこに来られない方については、逐次、あみか窓口で交付をさせていただいております。

平成24年度の実績としては、1,482人の方々に交付をさせていただくことができました。前年実績等をもとに推計をさせていただいて、特に大きな理由があるから減額したというものではございません。単価も4,000円ということで変更しておりませんし、そういったことでご理解をいただければなというふうに思います。規模的には同程度で考えてございます。

それから、高齢者については、やはり、いろんな要望があった経過があって、これまで、委員おっしゃるとおり、患者輸送バス、これは限られた地域しか走っておりませんけども、病院以外の利用で、買い物とか、そんなことで町内に出てこられる方に、自由に使っていただいているというふうになっております。一方では、スクールバスにおいても乗れるように措置いただいておりますので、こういう関係であります。

あと、高齢者に限りでは、町のサービスとしては、外出支援サービスというのがあるんですけども、これは、地域的な問題というよりも一般の車で移動のできない方、特にストレッチャーだとか車椅子生活を常時している人などについては、タクシー等も特に困難でありますので、もちろんバスにも乗れませんので、そういった限られた人には、そういった外出支援サービスというものも提供している。主に高齢者バスと患者輸送バ

スとスクールバスと外出支援、この四つです。この状況でございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 今回の予算は、前年実績を踏まえて、このぐらいでいいのではないかなというように減額にはなっていますが、予算を組んでいるというふうに理解しているんですね。

それで、高齢者の方々からさまざまな要望が出ているということで、例えば町営住宅の団地があちこちにありますが、できれば停留所というのですか、そういうものを近くにつくってほしいとかという要望もありますよね。それから、バス路線のないところについては、新たな交通手段を考えられないかということが言われているんですが、この高齢者のバス乗車券の助成制度は、これはこれとして、やっぱり有効だと思いますし、ただ、これから、残念ながら高齢化がさらに進んでいくということになりますと、バスだけでは対応できない人が町なかにもたくさん出てきているように思いますし、たまたまスクールバスも、今、少子化ですから、地域によっては残念ながら近くをスクールバスが通らないと、コースに入らないというところもたくさんありますよね。そうすると、まちのほうまで出たいと言っても、その線に沿っていない人たちは、なかなかそういう機会を得ることができないし、日常生活の中でも非常に不便を来しているというようなことがあるんですけど、やはり、そういうことを考えると、そういう人たちを含めた交通の手段といいますか、そういうものを厚岸町としても考えなければならぬのではないのかなと。

それから、例えば、今は公共交通機関として運行しているバスがあるわけですが、それ以外にも、やはり、タクシーなんかも利用するようなことを考えることができないのか、あるいはタクシー会社としての努力を促すというか、例えば乗り合いタクシーとか、そういうものをできないのか。そうすることによって、同じ距離を走っても負担を少なくして済むとか、そういうことをやっぱり考えていくことがこれから必要になってくるのではないのかなと。全て町が負担してやれというのではなくて、やっぱり、町長がよくおっしゃっている官民挙げてやっぱり取り組むというようなことが必要になってくるのではないのかなというふうに考えますけれど、そのあたりは今後考えていくことは難しいことなんでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） まず、高齢者バスの予算の関係でございますけども、高齢者バスについては、先ほど言った、平成24年度は1,482人の方に交付をさせていただくことができましたけども、これは、バス会社に払うのは、実際に利用した分の、いわゆる券を回収した分なんです。それこそ平成24年度は59.37%であったわけでございます。これを、今年度は63%でちょっと見させていただいたと。これを上回る利用があれば、これは私ども、何とか補正で対応することを検討したいなというふうに考えております。

●委員長（佐藤委員） 町民課長。

●町民課長（板屋課長） 新たな交通路線とかの関係だと思えますけれども、石澤議員の一般質問のときにもありましたんですけども、今、町内でデマンド交通をやるとしても、今の補助体制ではという答えもさせていただきましたけれども、他町村の例ですとか、厚岸町のタクシー会社ですとかバス事業者が協力して、どういうことができるのか、できないのか、その辺をもう少し勉強させていただきまして、町内でどのようなものをつくったら皆さんが便利な生活ができるのか勉強させていただきまして、全体の中で検討していきたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 高齢者バスの乗車券についてはわかりました。

それで、新たな仕組みというか、そういうものを考えていくには、やはり、住民のニーズがどこにあるのかということ、やっぱりきちんと押さえないといけないと思うんですよね。どの地域にどういう要望があるのか、どういう人たちが今困っているのか。ですから、今、町が行っている施策で、いや、これでいいよと言う人もたくさんいると思うんです。だけれども、地域によっては、いやいや、とってもこれだけでは困るんだと。ですから、地域、地域でどういう要望があるのか、それをきちんとつかまえた上で、こういう課題があるんだけど、どうしようかというふうになっていかなければだめではないのかな。

ですから、やっぱりその前には、住民というか、そういう対象になるような人たち、あるいは、それを支えている人たちの要望だとかそういうものをきちんとつかまえた上で次に進んでいくということが大事だと思うんです。そのあたりを早急に進めて、対策を立てていただきたいなというふうに考えるんですけど、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきます。

高齢化時代というよりも、超高齢化時代を迎えております今日でありますので、やはり、交通手段というものは極めて重要な課題になっていることは事実です。私自体のほうにも、いろいろな要請が来ております。例えば先ほど停留所の問題がありましたけども、もっと時間帯を、通院等の関係もあって、もっと早くできないのかとか、いろいろな要望があるわけでございます。

個々の問題については、いろいろそういうことで来ているわけではありますが、やはり、高齢者のニーズに合った、利便性を踏まえた交通手段はどうあるべきかということをやったり考えていかなければならないだろうと思っておりますので、今ご指摘のありましたとおり、本当に遠隔地の方々は大変である実態も承知しております。

そういうことで、いろいろこれから地域の方々の要望等も踏まえながら、交通手段の確保のためにどうあるべきかということ、今後いろいろと考えさせていただきたいと

思っていますので、ご理解いただきたいと存じます。

- 委員長（佐藤委員） 他にございませんか。

（な し）

- 委員長（佐藤委員） なければ、進みます。
5 目後期高齢者医療費。

（な し）

- 委員長（佐藤委員） 6 目国民年金費。

（な し）

- 委員長（佐藤委員） 7 目自治振興費。
6 番、堀委員。

- 堀委員 さきに一般管理費のほうで聞いてしまったんですけれども、そのときに若干説明させていただいたんですけれども、町内の地上デジタル放送に対応している、それぞれの共聴利用組合のことについて質問させていただこうと思っているんですけれども、大きな共聴利用組合というのは町内には幾つかありますよね。奔渡南自治会が中心となっている共聴利用組合、また、宮園鉄北地区でやっている共聴利用組合、それとあと、住の江の、下のほうだけなのかな、あれは。住の江地区の共聴利用組合、あと、光栄も共聴利用組合でやられていると。これらの四つ、それ以外に小さなところでは苦多とか糸魚沢とかがあるというのは聞いているんですけれども、大きなところでは、この四つは町が総合情報ネットワーク、厚岸情報ネットワークの中で整備したときに導入したテレビ、地上デジタル放送化に入っていないで、独自のデジタル化を進めたところというふうに理解していいんですよね。

そこで、今般、昨年末ぐらいからなのかな、年明けてからなのかわかりませんが、これら四つの大きなところのうちの二つの共聴利用組合には、実はNHK、厚岸町の事業に入らなかったのは、自前で既に地上デジタル化に対応したから、そのときには総務省の補助事業のほうに乗ることができなくて、事前にやっていたからということの中でやっていて、その中の二つがNHKの補助事業を使っただけの共聴化という、デジタル化です、したところがあるんですけれども、年を明けてから、NHKのほうから何らかの機器整備等について申し入れがあったというような話が聞こえてきたんです。そうしたときに、それらの共聴利用組合で、今、どのようにしたらいいのかということを変えて大変苦慮しているんだというお話を聞いたものですから、まずその状況について、わかるところでいいんで、できるだけ詳しく教えていただきたいと思うんですけど、お願いいたします。

●委員長（佐藤委員） 町民課長。

●町民課長（板屋課長） 今のご質問にお答えします。

今お聞きになられたことですが、NHKの共聴組合でつくっているところですが、実はNHKにおきまして、今、町内にあるNHKの共聴組合のケーブルなんですけれども、光化を進めたいということで、糸魚沢と門静については平成18年から平成19年で完了しているんですけれども、残りの部分について、老朽化が今の同軸ケーブルに始まっております、NHKのほうでは、今後5年間において、大部分の改修を行いたいということでございます。

この光化なんですけれども、同軸ケーブルに必要となる機器の生産が終了していくという見通しがございまして、すぐにテレビが見られなくなるというものではないんですけれども、耐用年数を超えているものについて順次更新していきたいということでございます。

それで、宮園鉄北の共聴組合に対しましてNHKのほうから説明がございまして、それがことしの1月28日に行われております。それで、その説明の席に私たち総務課と町民課と、そこに光栄の組合も同席して説明をいただいたところでございます。

そこで、かかる費用とかにつきましては、詳しい費用についてはまだNHKのほうでも算出しておりませんで、今までの例からいって、大体これくらいというアバウトな数字しか示されていない状況です。

それで、この説明の際なんですけれども、組合のほうから、まず第一に維持管理、徴収する労力が大変であるなどの理由と、あと、設備の維持更新時の個人負担などがあると。それで、町の施設の場合の違いについて、地デジ化のときに補助金でやった例を挙げまして、公平を求める意見があったわけです。それで、町側としてはそのとき、その場では具体的な答えはできないわけですし、町としては、当時の国の交付事業の内容の説明をさせていただきまして、理解をいただくようお願いしたところでございます。

今後につきましても、現実的に設備の更新が必要になるわけでございます。どのような方法で行えば個人の負担を軽減していけるのか、あと、事業者と協議しまして検討する時間をいただきたいという回答をその場ではして、一定の理解をいただいた、これが今までの経過でございます。

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

●堀委員 そうすると、まだまだ、今の段階では打診というような状態、こういうようにしたいんだとNHKからあったのだと。それについてといった中では、まだ全然、個人の費用負担がどうなるのか、全体の事業費がどうなるのかというのはわからないという話なんですね。

5年間といった中で、最低でも5年後にはということでのNHK側のほうの意向というものが当然示されているので、こちら側としても5年後までにはというものの何らかの対処というものが必要になってくるのかなというふうに思うんですけれども、町とし

ては、そのような状況を踏まえた中で、今後、それらの大きな四つの共聴利用組合に対して、どのような手助けというか、そういうようなものができるのかというものを検討はしているんでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 今現在、先ほど町民課長のほうからお答えしましたけれども、宮園鉄北の共聴組合、それと、堀委員を通じての奔渡南の共聴組合、この二つは、奔渡南は正式と言えるかどうか分かりませんが、そのような構想談を受けております。

町としては、町で整備した形での乗りかえといった場合には、どうしても、当初整備をした段階では、これは補助制度の中で行われましたので、個人負担というのは分かりませんが、もし町で整備を行うといった場合には、どうしても、V-ONUという、中につける機械の個人負担が発生してしまいます。今、それらの費用を業者のほうにお願いをして、それを含めて、今後4年から5年の間でNHKが行おうとしている中で協議をして、検討をして、どの方法がいいのかということを経後も共聴組合と一緒に考えていかなければならないと。もう既に、その準備は行っているところでございます。ご理解いただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

●堀委員 わかったというか、あれなんですけども、まだ余り、そんなに煮詰まってはいないんで、あれだとは思いますが、ちなみに、私は厚岸町でやられた事業に入っております、共聴利用組合のほうには入っておりませんのであれなんですけども。

ただ、いずれにしても、V-ONUというのかな、分配機のような形のもので、各家庭につけさせていただいたものですね。それらの負担がかかるんだよということなんですけども、地上デジタル化のときに、むしろ厚岸町がやった事業が最後発で、先にやったこれらの四つの共聴利用組合のやった事業というのが先発でやられていた。

この地上デジタル化のときに、総務省のほうでも事業推進のために、あの手この手でいろいろと事業推進をしようといった中で、補助事業とかもいろいろと考えられて推進がされていったんですけれども、幸い、厚岸町が最後発でやられたときには、町民の負担も極力少なく、本当に済んで、多くの町民も喜んでいらっしゃると思うんですけれども、逆に、制度がしっかりとしていなかったがために、先にやってしまったところというのが、実際には今後の維持管理費というもののうちの徴収、使用料の徴収とか、また、機器の更新、そしてまた、それらの一番の問題と私が思うのは、厚岸町のサービスとしてはBS放送が受けれるんですけれども、これらの共聴についてはBS放送には対応していないとなった中では、各個人個人がパラボラを設置しなければBSが見れないといった中で、町のサービス、全体でのサービスと考えたときには、非常にバランスが悪くなっているというものが、それは私、これができた当時からいろいろ指摘させてはもらってきたんですけれども、そういった中で、これから四つの共聴利用組合との話をしていくときに、できるだけその他多くの町民にされたサービスと同程度のサービスをや

はり受けられるようにしていってもらいたいというのが、やはり将来的な、全町全体のサービスの均一化を図る上では必要なことじゃないのかなと。

そのときの負担も、やはり、ゼロとはさすがに言いません。厚岸町がやったときには、本当に総務省のほうの手厚い補助事業の中でやられたわけですから、厚岸町の財政負担といったものも、当然大きくなってしまえば、それはそれで問題があるんで、やはりゼロとは言いませんけれども、極力個々の負担を抑える形の中での事業というものを考えていってもらいたいなというふうに思うんです。

それらは、やはり、どうしても厚岸町が中に入らなければ、共聴利用組合は、NHKからどうですか、どうですかとどんどん言われてしまうと、やはり、利用組合としてもやっぱり、テレビというのは、今は本当になければならない媒体ですから、そういうものを考えていったときには、どうしても、心配だから先に先にやろうということにもなりかねないといった中では、しっかりと町の方針というものを定めた中で、その方針と一緒に協議した中で、各共聴利用組合との事業をぜひ進めていただきたいと思うんですけれども、どうでしょう。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 今、委員が言われたことは、十分に承知をしております。

いずれにしても、そのような形でどれだけの費用がかかるのかということを見積もっていただいております。当然、これをNHKでやるのか町でやるのかということの選択肢も今後考えなければならないだろうと。

いずれにしても、今現在、国の補助制度は全くありません。先般の国の補正予算においても、この情報通信基盤の予算が盛り込まれましたときに、これもあくまでも新規で行う場合ということでありました。ですから、今の制度からいくと、全て整備をするとなれば、厚岸町で行うとすれば、数千万円の規模に上る予算が必要になってくると。しかも、これが年次ごとに行われなければならないと。当然に、3カ年の計画に上げなければならないということになってまいります。

いずれにしても、まだ費用が全く見積もられていない段階で、できれば行いたいという気持ちはありますけれども、これらも含めて、今後、限られた期間の中で検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

●委員長（佐藤委員） 他に7目ございますか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ、進みます。

8目社会福祉施設費。

6番、堀委員。

●堀委員 ここでは糸魚沢地区の集会所についてお聞きします。

いただいた資料、一番最後にあるんですけど、20ページのほうにあるんですけども、これは、床面の腐食状態がわかる写真とかなんですけども、改修の内容としては、どのようなところをどのようにやるのかを教えていただきたいと思いますと思うんですけども。

●委員長（佐藤委員） 町民課長。

●町民課長（板屋課長） 糸魚沢地区の改修の内容でございますけれども、まず、この状況なんですけれども、昨年7月なんですけれども床抜けを起こしました。それで、畳を全部はぐって調べたところ、板がまだ抜けていないところについても、かなり腐食が進んでいると。はりについても一部腐食が進んでいるということでございまして、改修内容につきましては、集会室といった、畳の部屋なんですけれども、この部分の床の全面張りかえ含めまして、床を全面張りかえと、畳につきましては、使える7畳分を残してほかを全て入れかえ、それとあと、ここはもともと地盤が悪いところでございまして、下からの湿気も上がってきているところです。それで、防湿工事、ナイロンを敷くと。それとあと、床の防熱工事、断熱材です。それらの工事となっております。

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

●堀委員 当然、集会所ですから、集会室以外に、調理室というのかな、そういうようなところもありますよね。また、トイレとかもあると思うんですけども、そちらのほうは、それじゃ大丈夫だということなんでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 町民課長。

●町民課長（板屋課長） 去年、床が一部抜けた時点で、目視ですけれども、通気口というんですか、あれを使って下を覗かせていただいています。その時点では、実際に本当は下まで潜ればよかったんですけど、腐食等については認められなかったということで、まずは完全に抜けてしまっている集会室について、今年度、改修をさせていただくということでございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 生活改善センターのところで、行政業務委託料にアスベストの測定分析等委託料というふうになっているんですけど、これは、以前にあそこの天井か何かにアスベストが使用されていて、それを今、天井を張っていますよね。それで封じ込めていると思うんですけど、それがどうなっているかということを調査するものなんでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 町民課長。

●町民課長（板屋課長） 今、委員おっしゃるとおり、天井部分のアスベスト、今は外に

は漏れない状況になっておりますけれども、毎年1回、現状を検査させていただいて
る、その点検料でございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 申しわけないんですけど、ここで、町内の公共施設の中でアスベストを使用
していて、このように封じ込めというのか閉じ込めというのか、そういう工事を行って
いる施設というのはほかにあるんでしょうか。今は使っていませんけど、尾幌の学校な
んかにはそういう工事を行ったというふうに聞いているんですけど、まだそういう施設
はほかにあるんでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 休憩いたします。

午前10時54分休憩

午前11時00分再開

●委員長（佐藤委員） 再開いたします。
建設課長。

●建設課長（高谷課長） 町有施設全体ということで、私のほうから確認したことを報告
させていただきます。

今、委員おっしゃるように、改善センターがまだ残っている状態で、以前、平成17年
当時ですか、今からもう10年近くなりますけども、このアスベスト問題で町有施設4施
設から確認されました。

ということで、ほかの施設については除去していますので、残っているのは、この改
善センターのみということでございます。

●委員長（佐藤委員） 教育委員会管理課長。

●管理課長（佐田課長） 教育委員会の関係でございますが、尾幌小中学校にございまし
て、平成17年度、平成18年の2月に処理をしております。体育館の柱と、それから天井
につきましては、飛散しないようにシートで張って、その上から固めている形になりま
すし、渡り廊下につきましては、除去している状況でございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 そうすると、現在使用している町の施設では、改善センター以外は、他に確
認されたものは全て除去されているということですね。

それで、封じ込めしたものなんですけど、これはいつまでこういう状況でいくのか、

この施設が使えなくなるまでこれをやっていくのか。

それから、尾幌の学校みたいに、今度は逆に使っていない施設の管理がおろそかになったりした場合には、やっぱり困るのではないのかなというふうに思うんですけど、そのあたりは何か計画を持って進めているのか、そのあたりをちょっと説明をしていただきたいというふうに考えます。

●委員長（佐藤委員） 休憩いたします。

午前11時02分休憩

午前11時05分再開

●委員長（佐藤委員） 再開いたします。

町民課長。

●町民課長（板屋課長） 生活改善センターのアスベストの関係でございますけれども、今のところ安定している状態でございます。

それで、そのためにも毎年測定を行っておりまして、これでもし異常が出るような状況になれば、そのときにまた対処を考えてと思っておりますけれども、今のところ安定していますので、このままの状態を続けさせていただきたいということでございます。

●委員長（佐藤委員） 教育委員会管理課長。

●管理課長（佐田課長） 尾幌小中学校の関係でございますが、1年に一度確認をさせていただきまして、台帳を整備した中で、その結果について北海道教育委員会のほうに報告をしているという状況になっております。

今後につきましても、調査をしながら対応をとってまいりたいというふうに思っております。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 この問題、できれば、こうやって町民の健康、あるいは、尾幌の学校はもう閉校していますけれども、管理が悪いと地域にも大きなあれが出る可能性もあるんで、きちんと、どこかが一元的に、この問題についてはすぐわかるよというところを決めてやっていくべきではないのかなというふうに思いますけれども、そのあたりは、厚岸町の役場の仕組みからすると、そういうことは無理なんでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（大崎課長） 委員ご質問のとおり、アスベスト対策につきましては、人

体に影響を及ぼす本当に大変な問題でございます。これら一元的な中での情報等の管理につきましては、環境政策を担当しています私ども環境政策課のほうで情報等を統一的に収集させていただきまして、適宜、問題等があれば改善をするような形で取り進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

●委員長（佐藤委員） 他に 8 目ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ、進みます。

2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費。140 ページまで続きます。
ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 2 目児童措置費。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 3 目ひとり親福祉費。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 4 目児童福祉施設費。

3 番、石澤委員。

●石澤委員 ここで聞くのかなと思うんですけど、保育所のことなんですけども、地域でやっている保育所がありますよね。若松と、それから南片無去かな、そこでの、さっき集会所のトイレの問題が出ていたんですが、あそこは集会所を使ってやっているんですけども、そのトイレの状態なんですけど、やっぱり、地域の中で我慢している部分もあると思うんですけど、保育所をそこでやっていることによって、トイレで、昔の、改修をしていないものですから、そういうトイレを何か改修していくということにはならないんでしょうか、どうなんでしょう。そういうあれはないですか。

●委員長（佐藤委員） 町民課長。

●町民課長（板屋課長） 使用している場所が集会所ですので、私のほうから答弁させていただきます。

集会所のトイレにつきましては、自治会要望等からも出てきております。それで、特に保育所として利用しているところについては、全部の便器ではないんですけれども、

部分的には座位、座れるようにとか、そういう改修をしてきているところでございます。

今後につきましても、要望を聞きながら、改修、予算の関係もありますけれども進めたいというふうには考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 3番、石澤委員。

●石澤委員 どうしても、夏場になるとハエが出るとか、そういう衛生上の問題がありますので、それをもう少し、なるべく早くやってあげてほしいと思うんですけど、お願いいたします。

●委員長（佐藤委員） 町民課長。

●町民課長（板屋課長） 早くできればいいんですけども、改修のほうは前向きに進めていきたいと思っています。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 この間の一般質問でもお伺いしたんですが、子ども・子育ての関係で、保育所の問題が、非常に多くの方が今後どういうふうになるのかということが気になっているところだと思うんです、児童館も当然そうですけど。

それで、厚岸町は認可保育所が現在3カ所で運営されていると、それから、幼稚園は2幼稚園があるというような状況なんですが、何年から厚岸町が、子ども・子育て支援法ですか、こちらの制度に乗かって事業を進めていくのかということで、今、検討されているというような説明が私の一般質問にはあったように思うんですが、保育所の運営、あるいは幼稚園の運営、あるいはそれを統合したものというようなことで、今、国のほうも、これでやれば厚生労働省、この制度で行えば文部科学省、この制度でやれば内閣府というような状態になっていますよね。これではなかなか、本当に責任を持って事業を行ってくれるところはどこなのかなというふうに思うんですけど、厚岸町は、今後、子供たちをどのように、学齢期前の子供たちの保育、あるいは就学前の教育、こういうものを進めようとしていくのか、そういう計画はいつごろできるのか、ちょっと教えていただきたいというふうに考えます。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） ただいまの厚岸町の今後の方向を示すものとして、子ども・子育て支援事業計画の策定が法律上求められております。それを今年度中に作成する運びとなりまして、既に第1回目の会議を平成25年度からスタートしておりまして、2回目の会議をこの月末に予定し、そのスケジュールを立てて、秋口までには北海道のほうへ示すことが要求されるだろうなという準備をしているところでございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 そうすると、今、課長の説明では、年度内にある程度の計画をつくって、10月までには国のほうに示すということですね。そうすると、それが認められると、新しい事業に移行するということですか、それとも現状がよければ現状のままでいくというような考えになっていくのか、そのあたりはどうなんでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） まず、今回の制度改正の中身は、幼稚園と保育所を一つにする認定こども園という部分が創設されるのと、幼稚園はそのままの存続オーケー、保育所もオーケーで、厚岸町はそのいずれかを民間事業者も含めて選択することになります。

現状では、民間の幼稚園二つがありますので、その意向をまず重視しなければならないだろうというふうに考えておまして、それをもって町の幼児教育のあり方について検討することになるかなというふうに考えております。もし幼稚園が保育部門を入れる認定こども園化をしないのであれば町はどうするのかについては、現在のところ、まだ方針は決定していない、今後検討することとなるだろうというふうに考えてございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 認定こども園って、保育所と幼稚園を一つにしたように思っているんですけど、この制度を使うことによって、いろんなことができるということが言われていますよね。私も十分理解していないから、その制度をあれなんですけども、例えば時間保育を認めるとか、そういうことをやっていくと、例えば、今度、園の行事があると。そうすると、練習する時間が、今まで保育所だとか幼稚園だったら、この時間に練習をしますよということが決められていて、やっているんですけど、ところが、認定こども園の制度を活用して、時間保育だとかそういうものをしていくと、練習時間は利用しないけれど、それ以外の時間に通園をするというようなことになると、楽しみにしていた行事に参加できない子供たちも生まれてくるというような可能性が出てくると。その時間は来ないでくださいと、あるいは、行事もその時間はやっていませんのでというようなことになりかねないというような懸念もあるようですけど、そういうものも十分考えられながら進めていただかなければ、やはり、本当の幼児保育、幼児教育の立場にきちんと立っているのか、あるいは利用しやすい部分も十分加味しながら、そのあたりもきちんと考えた計画をつくっていただかなければ困るのではないかなというふうに思うんです。ですから、そのあたりは現在どういうふうに考えて進めているのか、お尋ねをいたします。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

- 保健福祉課長（松見課長） 厚岸町の現状としては、今、年長児、特に5歳児、小学校入学前の1年間は、ほとんどのお子さんがいずれかの幼稚園、保育所に通っております。その状況からすると、今言った短時間の保育、この必要性があるかということになると、そう需要はないだろうというふうに実は考えております。

今回の認定こども園については、保育の必要度を測定するというんでしょうか、例えば8時間保育が必要なのか、6時間なのか、4時間なのか、そういったことになるようでございます。その決定段階において、利用者の個々の生活状況に応じた支給決定に心がけることによって、何とか認定こども園での生活ができると思うんですが、もしできない場合には、一時保育という、別制度でありますけども、こういったことも導入可能と考えますので、こんなことも考えながら、利用が今までできた人ができなくなったり、そんなことにならないようなことを含めて検討させていただきたいというふうに思います。

- 委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

- 谷口委員 それと、保育時間の問題、今おっしゃっていましたが、大体、原則的には8時間ぐらいの保育が一般的ではないのかなというふうに考えるんですね、保護者の就労時間等を考えると。私たちが子供を保育所にお願いした時代には、3時ぐらいまで保育で、その後は暑かろうが寒かろうが子供たちにオーバーをがっちり着せて、親が帰ってくるのをひたすら子供たちが待つというようなやり方を以前はしていたんですけど、今はそういう状況にはなっていないと思うんです。やはり、厚岸の産業構造だとかそういうものを踏まえた保育時間だとか保育内容を設定していただかなければ、やっぱり困ると思うんです。

それと、今、課長がおっしゃったように、小学校前教育も十分行えるような、保護者の皆さんもそういう選択をされながら今やっているのかなというふうに思うんですけれど、そういうものをきちんとつかんでいただいて事業を進めていただきたいというふうに考えているんですが、いかがでしょうか。

- 委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

- 保健福祉課長（松見課長） 先ほどの答弁でちょっと、言葉足らずの部分が何かあったように、ちょっと今気づきましたので。

この新しい制度では、保育の必要度において、必要な時間の保育が可能になるということですから、必要のない時間は保育できないということになるんです。そういったことで、遊戯の練習の時間とのずれとかが出てくるんだろうと思います。それは現実的な問題として、そのときに当然検討することになると思いますので、それを理解していきながら、この計画策定にちょっと挑んでまいりたいというふうに思います。

保育の時間でございますけども、厚岸町では、早朝というんでしょうか、それから若干の居残りをやっているんですが、国は、実は今、11時間保育を求めています。この8時間保育を3時間延ばす、これは前後であります。この実態を今、アンケート調査を

もとに私どもは推計し、これをどのように取り入れるかを実はこの計画の中で検討することになってございます。ですから、11時間の保育でいいのかどうなのか、そこら辺も含めて計画策定に当たってまいりたいというふうに思っております。

●委員長（佐藤委員） 他にございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ進みます。

152ページ、5目児童館運営費。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 160ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、1目衛生予防費。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 2目健康づくり費。

6番、堀委員。

●堀委員 2点ほど聞きたいと思います。

まず、1点目なんですけれども、難病対策なんですけれども、国が難病の新たな医療費助成制度ということで、平成27年度から対象疾患56疾患から300疾患に拡大をするというような中で、従来難病の指定を受けていた方々には若干の自己負担の増もあるようですけれども、対象人口が78万人から約150万人にふえるというような試算がされております。

厚岸町において、現在のところ、まずは現行56疾患に該当する対象者というのは何人いるのか、また、平成27年度からの新しく300疾患になる中においては何人になるのかは調べているのでしょうか。調べていたら教えてくださいと思うんですけれども。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 難病に関しましては、医療費の助成等を受けるために、いわゆる公費負担を受けるためには、これは北海道の保健所が受付窓口となっております。したがって、私どもは個人的なデータを持っていないのが行政的なふうに分かれておりまして、この把握については、私ども障害者基本計画並びに障害福祉計画を3年あるいは5年ごとにつくっておりますけれども、その都度、保健所から情報をいただいております。

それで、私どもが直近で持っているのは平成22年の実績で、受給者数は56疾患でいくと71名というふうになってございます。この現状までの捉えでその後の状況、それから

新たに拡大された疾病分に該当する方々、実は今のところ私どもは把握できない状況でございます。

●委員長（佐藤委員） 6 番、堀委員。

●堀委員 そうすると、町村には把握義務がないといった中で、わかりました。ただ、当然、今後の中においては、また北海道のほうからも情報は受けることはできるのかなといったときに、まず、難病対策ということで、平成26年度の予算の中でも北海道難病連厚岸浜中支部に補助金として7万円、そして、あと北海道難病連に1万円というふうに出しております。これは、対象人員とかに関係なく、団体補助金として出されているものなんでしょうか、それとも対象1人当たり幾らなのかということでの計算のもとで出されているものなんでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 休憩いたします。

午前11時27分休憩

午前11時28分再開

●委員長（佐藤委員） 再開いたします。
保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 申しわけございません。

まず、財団法人北海道難病連のほうの1万円なんですけども、これは人口等の規模に応じることなく、毎年1万円をお願いしたいということの、それに支援をさせていただいているところでございます。

それから、厚岸浜中支部につきましては、これは地元の団体というふうになります。その活動状況に応じて、例年、金額は書いてございませんけれども、その補助金ということの7万円を計上させていただいております。

●委員長（佐藤委員） 6 番、堀委員。

●堀委員 そうすると、積算というのがないんだということなんですけども、今度、56疾患から300疾患になることによって、現状の71名から何人になるかはまだわからないんですけども、例えば100名とかを超えていったときに、当然、その活動の内容とか行事の内容とかも大きくなってしまうというものも考えられるわけですね。といったときには、やはり、ここについては、しっかりとしたケアをするように心がけていただきたい。

これはまだ平成27年度の話ですからあれですけれども、しっかりと平成26年度の中で状況等を見た中で、平成27年度においてもしっかりとした計画を立てれるようにしていただきたいなというふうに思うんで、答弁をお願いいたします。

あと、それと、もう1点、特定健康診査等というか、健康増進なのか、ちょっとあれなんですけれども、重度の慢性腎臓病になった場合、障害1級から2級といった中では、人工透析を1週間に3回ほど受けるようになるんですけれども、当然、そうすると、かかる医療費というのは約、年間で言うと、今は幾らぐらいになるのかな、昔は300万円と言われていたんですけれども、直近ではもっと多くて、350万円とかというふうな医療費がかかるのかもしれないんですけれども、片やこれに対しての自己負担というのが月額1万円から2万円、最大でも2万円ですから、年間では24万円といった中では、残り部分、差引いた300万円近くというのが保険料負担ということになるわけですね。といったときに、健康増進、診査という中では、当然、特定健康診査等においても尿検査等をやられた中で、予備軍とまでは言いませんけれども、尿中に尿たんぱくやそういうようなものがあるかどうかの検査というものをされているんですけれども、もう一步進めていただくことができないのかなということで要望なんですけれども、例えば年代年代、40歳、50歳、60歳くらいになりましたら、今では尿検査紙というのが約1,000円くらいで購入もできるような時代です。例えば40代に達した人、50代に達した人、60代に達した人に対して、そういう簡易尿検査紙を配布して、まずは自分で見て、調べてくださいと、それでおかしければ早目に医師にかかって、食事制限やいろいろなお薬等を受けた中で、重度の腎臓病にもならないようなことの対策というものを、何もしない中で、費用対効果といった中では、1人でも重度の腎臓病の罹患者が出た場合においては、それだけの保険料負担が出るわけなんですから、そういうことは考えられないのかなというふうに思うんですけれども、それについてはどうでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） まず、人工透析をやむなく受けなければならない方々の負担でございますけれども、今、委員がおっしゃったとおり、月額1万円であるとか、そういう負担上限額が決められております。これは、医療費の3割の自己負担に対しての上限でありまして、3割分から1割を引いた残り、約2割です、それは実は公費負担ということで、医療費でない部分から国の負担と道の負担と町の負担と、そういう形で、これは更生医療の制度でございます。障害者福祉制度のうちであります。

それから、この治療だけではないと思うんですけれども、やはり、その原因が生活習慣によるものだとなれば、それは町として健康増進に日ごろから進めているところでございますけれども、その手法として、各種検診の受診の勧奨をしているわけでございますけれども、なかなか伸びないという実態があるんですが、この特定健康診査をまず受けていただく、その次には、これはドクターか、それから保健師か管理栄養士でなければできないんですけれども、特定保健指導というものをさせていただいております。つまり、何らかの特定検診で余りいい評価でなかったという方に、こういう指導もしているんですよというお知らせをさせていただいて、あみかに来ていただくなりして、食事療法であるとか、そんなことをしております。

ただ、現状、これも、対象者は結構いるんですけれども、なかなか、私どもの特定健康指導を利用するという、そこで動機づけが今難しく悩んでおりまして、対象者を把握は

しているんですけども、ここまでの状況になっているので、次はもう少し注意しましょうというところをやりたいんですが、その体制はあります。ただ、なかなか参加に結びついてこないという現状であります。ご理解いただきたいというふうに思います。

●委員長（佐藤委員） 6 番、堀委員。

●堀委員 難病連への補助といった中での答弁がなかったので、お願いしたいと思います。

それと、確かに特定健康診断、私も受けました。実は2月の冒頭に受けて、3月14日に、たしか指導をされるんですよね。ということで、検査結果をとりに来てくださいうというふうに通知が来たんですけれども、残念ながら私は多分議会中なので行けないので、後で郵送されてくるのかなと思うんです。

それはいいんですけども、ただ、そのように、動機づけとしては確かにあれなんですけども、ただ、特定健康診断の場合だと、1回だけですよ、尿の検査というの。ただ、尿中のたんぱくや尿中の血液などというものは、当然、その日の体調によっても十分変わるもので、出るときもあれば出ないときもあるといった中では、ある程度は連続した日にちの中で見る必要があるんだというふうに言われておりますよね。決して1回だけの尿検査だけでそれらの腎臓病への危険を完全に把握することはできないんじゃないのかなというふうに私は思うんです。

そういう意味も含めて、例えば、私が行った1,000円くらいの簡易検査紙であれば、10枚入っている検査紙、一番安いもので1,020円というふうにあったんですけれども、そういうようなものもある中では、ぜひともそういうものを対象年齢に達した人方に送っていただく、そしてまた、そこで自己検診をしていただいて、異常があれば速やかに医師に、みずからが検診に向かうと。何もしないでこのままの生活の中でいくと、重度の腎臓病にもなりかねないというようなしっかりとした危険周知も行った中で、ぜひやることができないのかなというふうに思うんです。それについて、再度になるとは思うんですけれども、ぜひ検討していただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 済みません、さっきの答弁漏れでございました。

難病連の関係でございますけども、難病連、特に厚岸浜中支部と町保健福祉課の関係では、非常に密接に私どもは連携がとれているというふうに思っております。研修会にも参加させていただいたり、総会にもご案内させていただいたりということで、日ごろからおつき合いをさせていただいております。そういう中で、団体のご事情も承知しているというふうに思っております。

日ごろから、会員の増加ということで、なかなか、こういう病気になっても団体に入っていない、そういったことで呼びかけるというか、いろんな手法を使ってやっているようでございます。疾病の拡大に伴って、活動もますますやっぱり重要なものになると思いますので、町としてもできるだけ支援してまいりたいと。

ただ、補助金の増ということでございますけども、それについては、具体的なものと

して検討することになるかなというふうに思います。

それから、健康診断はやっぱり1年に1回ということ、節目、節目でのそういった、この年代になったんだからそろそろということも、やっぱり当然必要なのかなというふうに思います。基本はやっぱり、全ての方が毎年1回ということでもありますけども、何とか、自発的な受診ではなく一歩進んだ受診を勧める方法について、いま一度考えてみたいというふうに思います。

●委員長（佐藤委員） 他に2目ございませんか。

12番、室崎委員。

●室崎委員 ワクチンのことでちょっとお聞きしたい、予防接種です。

前に町長の行政報告で、子宮頸がんワクチンの、専門家は副反応というような言い方をするらしいんですが、わかりやすく言うと副作用ですよ。それで健康を害した人が出たと。その救済の手續に町が入るということでの行政報告がありました。

それで、子宮頸がんワクチンを国が、そして仕事として町が推奨した、そのワクチンを打ったことによって健康を害したという人のことですが、その後の経過、現在健康になられたかどうか、それから、その救済というものが、そういう制度があるそうですが、それが功を奏しているのかどうか、そのあたり、その後の経過です、その辺について、まずご説明をいただきたい。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 今回、子宮頸がん予防ワクチンを接種後に、子供に痛みとか、そんなことが起きて通院していると、そういう状況で、厚岸町に被害救済の申し出があったということで行政報告をさせていただいたところでございます。その時点で、行政報告を行ったのが10月10日で行いました。

それ以前の9月17日に、副反応報告が正式に病院から町に対して出されているということがわかっていたわけでありまして。この時点で、症状の程度は重くないということで、軽快に向かっているということで、この行政報告をしたあたりで、ほぼ私も毎日のように確認していましたので、治ったと、負担感はないという状況の確認が実はできておりました。

その後、10月29日に厚岸町予防接種健康被害調査委員会を開催させていただきました。これは、北海道大学の医学部の先生と、それから釧路保健所の所長、それから町内の院長の3名の方にあみかで行っていただきました。

その結果、まとめるのに1カ月ほど要したんですけども、予防接種による被害ではないという否定はできないということで、申請者の内容を受理して、それを北海道に予防接種健康被害救済制度申請書の提出を行っている現状でございます。

この流れは、町長が釧路保健所に提出しました。保健所は、北海道、それから厚生労働省、それから障害疾病認定審査会にかけられて、最終的に返ってくるのですが、現在、これがどこの時点でとまっているのか、実は承知していないんですが、この出す

時点で、この件については、いわゆる厚生労働省から返ってくるのに1年ほどかかるだろうというふうに言われていたわけでございます。

それで、現在そういう状況なものですから、私どもも、子供さんの状況にも気遣いながら、その状況を待っているところでございます。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 随分とかかるものなんですね。わかりました。そちらのほうはわかりました。

それで、今回、予算書を見ますと、予防接種のところに支給額がんワクチン予防接種委託料として113万円というのが載っているわけです。この委託料は、ほかのワクチンとはちょっと色合いが違ούνじゃないかというのは、非常にいいものだからどんどんやりなさいという、勧奨ということを国はやりましたよね。そしたら、一部では最初から言われていたんですけど、非常に副反応が多く出た。たしかインフルエンザワクチンの4倍とか5倍とかと言われているんじゃないでしょうか、もっとかな。それで、今度、国は何をやったかという、やめるんじゃないんです。勧奨をやめただけなんです。そうなるという、厚岸町としてはどういう態度をとったらいのかというような状況のまま今日に来ているんじゃないかと思うんですが、現在、これについてはどのような進め方をするのか、他のワクチンとちょっと違ούνじゃないかと思うので、そのあたりを説明していただきたい。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 今、委員おっしゃるとおり、私どもが実施している厚岸町の予防接種というものは、いわゆる積極的に勧奨する目的を持って行います。つまり、接種してくださいという予算の実行の内容となります。

今回、今、ご質問された子宮頸がんワクチンについては、厚岸町のみならず北海道でも、あるいは全国でも数多くの健康被害だろうという報告がされております。このワクチン自体を始めたのが新しいものですから、実例としての蓄積が乏しいようでございます。それが原因だとは私は思いませんけども、そういうようなことで、厚生労働省では専門の分科会を頻繁に開いております。これを、2月から見ると、2月、3月と開いてきて、何とか2月中に結論を出したいようなことでありますけども、まだ継続審議になっております。私どもは、これは3月末までに結論が出るのかなというふうに思っていますけども、また継続審議になるかなということも実は予想しております。

それで、昨年の当初予算では262万円実は計上させていただいたんですが、今回、積極的な勧奨をしないとなれば、これはそんなに予算はいらないだろうということで、根拠はありませんけども、単純に半分程度にちょっと落とさせていただいたということで、私どもとしては、国の方針といいますか、それに従わないで積極的に勧奨するわけにいきませんので、もう少し様子を見ざるを得ない。

ただ、このことについて、町民からの不安や問い合わせを確認しましたら、ほとんど来ていないということでもありますので、もしあれば、直ちに不安解消といいますか、そ

ういった国の状況の説明も必要であれば行っていききたいなというふうに考えてございます。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 この子宮頸がんワクチンに関しては、私個人的には言いたいことはたくさんあるんですが、今ここではそんなことは言いませんけども、ただ、一つは、いろんな団体、いろんな機関で、かね太鼓でもってどんどんやれやれと国にも言ったんです。このワクチンがあることでもって子宮頸がんというのは完全に抑えられると。それから、そもそも子宮頸がんというものは恐ろしいがんだというようなことは随分言いました。

それに対して、反対の立場の人たちも結構いたわけです。ワクチンそのものに対する疑問を持っている専門家というのはたくさんいますし、特に子宮頸がんに関しては、そもそもそんなにおっかないがんではないと。それから、ウイルスが変化をして、そのワクチンを打ったからといって抑えられるわけじゃないというようなことも当初から言われていたんです。ところが、そういうようなものは、やれ、やれという大きな声の中でかき消されまして、私自身勉強不足で、これは相当にいいものが始まったんだなと当時は思っていました。

ところが、今、こういうふうに副作用が大きく出てきますと、そのときかね太鼓でやれ、やれ言っていた人たちはびたっと口を閉ざして全然言わないんですよ。自分がそのときにやれ、やれと言ったことについても言わないんです。そういうものが、国の政治家から始まって、いろんなところに見えるんです。これはやっぱりよろしくない、そのように私は思います。

それで、今、勧奨しないということになりますと、この接種を受けようかなと思っている人はどういうことになるのかと。そうしますと、これは、ひところはやった言葉がありますね。為政者にとっては非常に都合のいい言葉で自己責任というやつです。要するに、リスクを自分で負いながら、打ちたければ打ちなさいということだと思うんです、勧奨しないということは。勧奨というのは勧めるという意味です。となれば、そのリスクとメリットというのが常にあると思うんです、物には。その情報がきちんと入ってこない中で判断せいということは無理ですよ。

それで、実はタベも遅くまで私、ネットやそういうものを使って、本は何冊か持っていますが、大体反対の立場から書いている本ですので、勧める人たちがどういうことを書いているかなということも見たくてやりました。ところが、厚労省のQ&Aを見ても、それから、いわゆるそういうワクチンを勧めようというお医者さんの団体のものを見ても、無責任な反対意見にとらわれなくて、いいものですからやりましょうというふうに素人には見えるようなことばかり書いているんです。そういうものだけでもし情報提供があったとすれば、これはやはりうまくないんじゃないかと。

それで、一部には、数で言ったら少数かもしれないけど、実際にこういう副反応も起きているし、それから、そもそも、これについては危険性を訴える、こういう人たちもいるんだと。それに対して、また、やったほうがいいんだよという人もいるんだという、両方の情報をきちんと、やはり、判断しようとする人には提供すべきだろうと、そのよ

うに思います。

ちなみに、2月25日に厚生労働省の有識者専門部会というのが行われましたね。それで、フランスだとかアメリカだとかカナダとか、こういう学者を呼んでいるんです。それで、この人たちは、これに使われている免疫増強剤、アジュバンドというふうに言うんだそうですが、それが、今までのいろんなワクチンは、ほとんど純粋な水酸化アルミニウムというものを使っていたんだけど、この子宮頸がんワクチンに関しては、サーバリックスという、会社ですか、これ。そこが新しく開発した、違うタイプの免疫増強剤、これもアルミニウム化合物だそうですが、それを使っていると。これが脳の中に入って悪さをして、こういうふうになるんだという学説が今出てきて、非常に注目されているんです。それを専門部会で、厚労省も開いていると思います、こういう人たちを呼んで話を聞くわけですから。ところが、日本の、そこにいる委員の皆さんは、この説が科学的根拠がないと一蹴したというんです。

それで、今、日本での通説は何かといたら、心身の反応だということと終わっているんです。これは、じゃ、今の学者だとかに対抗できるだけの説明をしているかといったら、していないじゃないかと。何となくそういう話で終わっているだけじゃないかというようなことを言う人もいるようです。ですから、いろんなそういう、専門家の間でも、単に一部の多数派や、あるいは特別な地位にいる人たちが一蹴しているようなものには言えないような重要性を持った、やめるべきだということの根拠になるような学説が今、世界的にぼんぼん出てきている状況のようです。

そういうようなことを含めて、否定的なことを言うほうが正しくて、肯定するのが悪いと私は言っているわけじゃないんです。両方があるということ、それを見て、最後は自分で判断していただくということになると思いますので、一部のパンフレットだけをもって情報提供を町はしておりますということにはならない状態に今はなっているのではないかとこのように思いますので、そのあたりをよろしくお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 私も、この情報については承知していた、ただし、今みたく詳細に人に語れるかという部分までは、実は勉強していなかったように反省しております。

私ども、保健師の皆さんが、これについての町民と接する機会が非常に多いものですから、今、日本だけではなく世界的な動向ですか、そんなことも忘れずに、一方的な情報提供でなく、もう少し広い視野を持って町民との相談対応に努めてまいりたいというふうに思います。

●委員長（佐藤委員） それでは、昼食のため、休憩いたしたいと思います。

再開は、午後1時からといたします。

午前11時55分休憩

●委員長（佐藤委員） 再開いたします。

2 目健康づくり費、他にございませんか。

10番、谷口委員。

●谷口委員 予防接種についてちょっとお伺いしたいんですが、ここに前年度と同じものが載っているんですけど、新年度から新しく、水痘、それから成人用肺炎球菌の2 ワクチンが10月から定期接種化されるというふうになっているんですけど、これについてはどういうふうになっているのか。予算では、前年度もそうなんですけど、高齢者肺炎球菌ワクチン接種が助成事業として載っているんですけど、これについて教えてほしいと。

それと、A類とかB類とか言うんですけど、これはどういうことなんですか。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 現在、国で定期予防接種として対象に加える予定をしているのが水痘と成人用肺炎球菌などがございます。具体的な内容については、まだ私どもは承知していないんですけども、町の対応としては、成人用肺炎球菌というのは高齢者肺炎球菌ワクチンに相当するものなんですけども、これは厚岸町の単独事業としてやっているものですから、これを定期予防接種化にする場合については、利用者負担とか、そんなことも再検討させていただくような形で、高齢者肺炎球菌ワクチンとしてはそのまま継続していくだろうと思います。水痘に関しては、どのような形で、接種間隔だとか対象者であるだとか、そんなことはまだ十分に承知しておりませんので、これの対応については補正予算ということになるのかなと。当初予算では見込んでいないところでございます。

それから、A類とかB類なんですけども、インフルエンザがB類疾病というふうになっていまして、そのほかのものについては、ポリオとか麻疹、風疹とか、そういうものについてはA類疾病と、A、Bという、このようなことでよろしいでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 水痘にしても成人用肺炎球菌にしても、言ってみれば10月からということですよ。

それで、それぞれ、水痘の場合は9割が交付税措置されると。それから、成人用肺炎球菌については3割を地方交付税で賄うということになっているということなんですけど、そうすると、接種にかかわっての自己負担についても、今後、補正予算等で決めていくということになると思うんですが、できればやはり、10月がもし定期接種化の時期であれば、9月議会では間に合わないのではないのかなという気がするんですけど、

そのあたりはどういうふうに進められるのかなということをお尋ねしたいと。

それから、高齢者肺炎球菌、予算で言えば、これは、一生のうち、何か聞くとおるところによると、2回しか接種できないのですね。それで、制度としては65歳からというふうになっていますけれど、厚岸は70歳から2回接種するというような取り組みをしているというふうに伺っているんですけど、これは、新しい制度ができて接種回数は変わらないのでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 休憩いたします。

午後 1 時06分休憩

午後 1 時08分再開

●委員長（佐藤委員） 再開いたします。
保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 申しわけございません。

これまでの予防接種に関しての自己負担ですけれども、お子さんについては大体無料というふうな形で来ているんですけども、今回の対象年齢を見て判断をさせていただきたいなというふうに考えてございます。

今のところ、高齢者肺炎球菌ワクチンは、現在およそ半額程度を助成させていただいておりますけれども、定期接種化になった後は、半額の助成でいいのか、あるいは他の接種との均衡も考慮しなければならないのか、改めて考える必要があるということで、今のところは結論づけておりません。

それから、高齢者肺炎球菌ワクチンでありますけれども、今の日本で使われているものからすると、5年間抗体が継続するとされております。2回目以降は、要は5年以降なんです。生涯2回というふうにされておりますので、同じワクチンだと思いますので、それからすると2回なんだろうというふうに思います。

あと、年齢については、今のところまだ具体的なものを私どもは確認できておりませんので、ただ、一般的には65歳以上から検討していただければなというふうに思っておりますけれども、もうちょっと様子を見てといいますか、まだ具体的なものとして押さえている状況ではございません。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 肺炎球菌のワクチンというか、効き目というか、これは、言ってみれば5年たってからもう1回するということですよ。それで、これは、今、課長の説明では2回だと。生涯2回しか打ってはだめなのか、2回以上予防接種をすると、今度は逆に体に害を及ぼすようなものなのか。大体65歳で接種すれば、5年後というと70歳ですよ。70歳から5年後といたら75歳。75歳以降は、肺炎球菌については、もう、2回打てばずっ

と効き目が持続して、心配がないよというようなものが肺炎球菌の予防接種なのか、その辺はどういうふうになっているのかなということを伺いたいと。それをお願いします。

●委員長（佐藤委員） 休憩いたします。

午後 1 時11分休憩

午後 1 時12分再開

●委員長（佐藤委員） 再開いたします。

保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 申しわけございません。

ワクチンの使用の仕方として、まだ2回までしか打てないというふうに、その薬品は使ってはいけないというふうになっているようでございまして、3回目については、多分ドクターも、今のところは認めないのだろうと。薬品の使用上2回までとされているということでございます。

それから、現在、国で検討されているのは65歳以上で、5歳刻みで考えているようでございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 効果が持続するということではなくて、それ以上は使用は、危険があるよというようなことで認めていないということで理解していいですか。そうとも違うんですか。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） さきにおっしゃられた効果が5年間持続するということではいいんだろうと思いますけども、それ以上については、ちょっと危険であるだとか、そうなのかというのは、申しわけありません、ちょっとそこまで、私ども持っている中ではお答えできないかなと。申しわけございません。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 もし、その内容についてきちんとわかったら、どこかで教えてほしいなど。何らかの機会です。お願いをしたいと。

それと、次なんですけど、風疹予防のために予防接種が必要になるかどうかということと抗体検査をするというふうに言われていますよね。それで、これはどうしてかという、風疹ウイルスの体内感染によって先天性異常を起こす感染症の予防を行うためだ

というようなことで、これについて、今までどういうふうになってきているのか、わかっていれば教えていただきたいんですが。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 風疹については、麻疹と風疹の混合ワクチンとか、あとは単独での風疹だとか、そういうことがあって、当町での麻疹・風疹の混合のワクチンは、1期目として12カ月以上24カ月未満のお子様、それから、2期目として小学校就学前の1年間、3期目として中学1年生、4期目として高校3年生相当というふうに、こういう期間が、予防接種法等に基づいた接種を行っているんですけども、現状としては、麻疹・風疹の接種率、それぞれ、第1種とかあるんですけど、低いところで第1種では86%程度、それから、高いところでは第2種では98%、第3期では85%、第4期では81%ということになっておりまして、国は95%以上を目指しておりまして、当町も健康づくり計画で95%を目指しているところでございます。

したがって、接種率をふやすために、今般、国は、過去に接種しなかった人への接種勧奨といいますか、これを行うと、そういったことでの、これも町として対応していくと、こういった状況でございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 結果的に、そうすると、今の説明からすると、最終的には、子供たちの予防接種については95%以上を目指していくけれども、過去に、残念ながら何らかのことで受けることができなかった人たちで妊娠を希望する人たちを対象に、そういう事業を進めるということだと思うんですけど、そういう方というのは相当いらっしゃるのでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 申しわけございません。最後のほう、もう一度お願いいたします。済みません。

●谷口委員 要するに、子供たちについては、今、一生懸命、できるだけ高い予防接種率に持っていきよう。95%というのが何か私はわかりません。5%は、さっきの質問にあったように、何らかのトラブル等を起こす危険だとか、そういうものがある人は予防接種を受けたくても受けれない場合もありますよね、効果があるとわかっていても。だから、その5%というのはそういうあたりを加味したものなのかどうかはわかりませんが、そういう方向に持っていきようということで今は取り組んでいると。それはそれでいいと思うんですけど、今回、風疹予防対策としての抗体検査をするという人たちについては、これから妊娠を希望するに当たって、何らかのことが起きては困るんで抗体検査をするのだと。だから、事前に予防接種を受けていない人が対象になるんだというふうに今の

説明では私は聞いたんですが、そうではないんでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 申しわけございません。

3月6日の北海道新聞に、この子供の風疹予防強化とかが書かれておりまして、新年度、道では無料接種の呼びかけをしていくということで、先ほど申し上げました95%にしたいということで、過去に受けていない人、それから、これから妊娠を望む人、そういう人に北海道が呼びかけていくと。それに対して、私どもは町として協力していくんですけども、それに対する対象年齢であるだとか、今言った妊娠を希望する人だとか、こういった方たちが具体的に入ってくるのかということについては、まだ私たちのほうに示されていない、そういうことでございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 そうすると、この抗体検査というのは、そうしたらまだ具体的ではないということですか。地方自治体のほうには全然まだ示されていないということなんですか。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） まだ具体的な通知は来ていないところでございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 そうしたら、私も詳しくはわからないんですけど、この風疹が非常に流行してしまったということをきちんと、その上に立って対策をとろうと。そのためには、やはり、予防接種が必要な人かどうかということを効率的に把握するための抗体検査を進めようというふうになっているんですけど、それが、そうすると、まだ厚岸町には何の連絡もないというふうに理解していいんでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） きょう時点までは私どもも知る内容が示されていないということでございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 それが、そうしたら、もしそういう指示・連絡等が入った場合には早急に対応していただけないというふうに理解していいんでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 前提として、北海道の事業というふうになりますので、厚岸町がどういった範囲でそれに協力していけるのか、あるいは道から協力を求めるのか、そこら辺もまだわからない状況でありますけども、厚岸町としては最大限の対応を図ってまいりたいと考えております。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 ただ、北海道の予算と言いますけど、国の補正予算でもう可決している内容なんですよね。その内容が依然として来ないというのも、またそれも変な話ではないのかなというふうに思うんですよ。ですから、そのあたりは怠りない対応をしてほしいというふうにお願いをして、終わります。

以上です。いいです。

●委員長（佐藤委員） 他に2目ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ進みます。

3目墓地火葬場費。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 4目水道費。

6番、堀委員。

●堀委員 2点お聞きします。

まず、水道事業会計出資金です。5,630万円。平成25年度も水道事業会計のほうに出資しているのですけれども、当然、出資ですから、町のほうは出資に伴う権利というのかな、決算上はそういうような調書に載ってくるのかなというふうに思うのですけれども、これを受けるほうの水道企業会計の予算を見てみると、補助金なのです。となると、権利がどこにも載ってこないというふうに思うのですけれども、このあたりはどのようになっているのか、まず1点目として聞きたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） お答え申し上げます。

本予算の科目としては、出資金という扱いになっております。これは、起債の制度上、

出資債というものを発行できるということで、科目上は出資という扱いになっておりますけど、いわゆる地方公共団体の企業会計に対する出資については、一般会計における出資の権利のほうには載らないという規定になってございます。ですから、受けるほうもそういった扱いの中で歳入科目を計上しているというふうに理解しているところでございます。

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

●堀委員 そうすると、いつまでたっても一般会計のほうから企業会計のほうに幾ら入れても、それはわからない、わからなくてもいいんだということなんでしょうか。

私は、やっぱりそれだといけないんじゃないのかなと。例えば水道企業会計のほうで今後は料金改定や何かをいろいろと検討していくといったときに、町のほうからどれだけの一般会計から出資なり補助金なりがあるんだと、そういうようなものも、もろもろ全てオープンにした上で料金の検討というものは当然入らなければならないと思うんです。ただ、台帳上、町のほうも出したものがわからない、受けたほうとしては補助金だからそこには何も台帳上に残しておく意味もないというようなものであれば、そういう大事な水道企業会計の財政状況を見ていく中においては不十分になるんじゃないのかなというふうに思うんです。これは、載せちゃいけない。でも、載せることは可能なんじゃないでしょうか、出資権利に。出すほうとして。

●委員長（佐藤委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 扱いとしては、出資における権利に載せないという扱いになっているところでございます。

あくまでも今回の支出に関しては、宮園配水池の整備事業の財源として充てるということでございますから、その財源としても使われてしまうという形になるということでご理解いただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

●堀委員 わかりました。

ただ、そうやって一般会計からも大規模な建設事業に対して入れているんだよと。これはやっぱり、今後の料金改定や何かの検討の中では、しっかりとそういうものが反映されていくような中の検討というものを逆に水道企業会計のほうはされていかなければならないのかなというふうに思いますので、お願いいたします。

次、2点目です。2点目は、指定番号149号ということで、厚岸町大別地区の水資源保全地域に係る指定の区域及びということで、北海道のほうからの告示が上がっております。これは、北海道水資源の保全に関する条例に基づいて、厚岸町大別地区の水資源保全地域に係る指定ということでされているものだと思うんですけども、指定の区域は厚岸郡厚岸町セタニウシ3番地からいろいろとずっといって、合計の面積が約6.75キロ

平方メートルですか、というような感じで告示されているんです。

ただ、私がこれで思ったのが、指定の区域の中に地番があるんですけども、これらの地番の所有者、土地の所有者です。これは、図面をちょっと私は今持っていないんですけども、たしか道道を含んでの比較的広範囲な部分じゃなかったのかなというふうに、私はちょっと、おぼろげな図面の記憶でしかないんですけども、そうだと思うんですけども、所有者に対してはどのような周知や何か、これらの区域を指定するというものに当たって、同意なりという、そういうような手続というのはとられたんでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） 北海道の水資源保全に関する条例の関係ですけども、基本的には保全地域を指定する主体は北海道になります。今回、厚岸町に連絡があった分で行きますと、今回指定対象のところ、かなりの筆数にはなりますけども、対象は9個人2法人というふうに連絡が来ております。この方々については、指定の対象であるよということとパンフレットなどを送付しているという連絡がございました。

また、直接、水道課のほうに、こんなのが来たんですけどという方が2名ほど来まして、内容はこちらのほうからも説明させていただきました。

今のところ告示も目前と、縦覧期間も終了して、順調に進んでいるというのが現状でございます。

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

●堀委員 そうすると、9個人2法人については、皆さん承知したといった中で北海道のほうでは地域を指定したというふうに理解していいんですね。

そうして、これは、今回は大別なんですけれども、じゃ、厚岸町内において、他にも北海道で水資源に係る指定をしようとする場所があるのかどうなのか、これについて教えていただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） 以前に一般質問でお答えしたとおり、まずは水道水源に当たる場所を重点的に指定の申請をしようということで、まず今回は、大別地区の水源井戸の付近を対象にしました。河川についてはかなり範囲が広いということと、水利権やら規制があって、すぐ影響は大きく及ばないだろうと。ただ、地下水については、何ら取水の制限というのはありません。ですから、今回、急遽、大別を最優先にしたというのは、いい水源があるというのは、どうやらいろいろ広まっていまして、近くに、よく一般的に、井戸は500メートルの範囲にもう1本井戸があると影響を受けるというふうなことも言われておりますので、真っ先に指定の申請をしたのが大別の地域です。

似たような関係で、地下水を水源にしている水道水源、トライベツ、糸魚沢、それか

ら上尾幌というのがございます。ここについてもやはり、優先的にやっていかなきゃならないだろうと。ただ、今回も初めてやって、いろいろ周りからも聞いて、大変だと。非常に、範囲によっては筆数も多くなって手続が大変だということで、なかなか、一遍に全てということにもなりませんで、以前にも段階的に順次やっていこうということでお答えしていると思いますが、まずは地下水を優先的にやろうということで取り進めたいと思います。

今回も、北海道の告示された中、152件ありますが、やはり、約半数が地下水ということもありまして、やはりそういう面では重視しているのかなということも見てとれるかと思います。

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

●堀委員 まず地下水のほうからということで、確かに大事な水源ですから、当然守っていかねばならない。別寒辺牛地区は地下水じゃないのかなという、抜けていたら抜けていたでいいんですけども、ただ、いずれにしても、そこも含めて地下水であれば、全てやっぱりかけていくんだよといったときには、北海道がかけていくんだけれども、やはりその庁舎とか、例えば個人からの問い合わせとかというものには、当然、町のほうをやっぱり積極的に関与していかなければならないでしょうし、やはり事業の説明とかこの条例の趣旨とかも、やはりそういった中で町のほうが積極的にやる必要はあると思うんです。

そういった中では、今後もどんどん、まず大事な水源を守るという意味では指定が進んでいくように、ぜひとも努力していただきたいと思うんですけども、いかがでしょう。

●委員長（佐藤委員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） おっしゃるとおり、対象になる方の協力がなければスムーズに進みませんので、主体が北海道とはいえ、町のほうでも協力してやっていきたいと思えます。

●委員長（佐藤委員） 他に4目水道費、ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 進みます。

5目病院費。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 6目乳幼児医療費。

(な し)

●委員長（佐藤委員） 2項環境政策費、1目環境対策費。

9番、南谷委員。

●南谷委員 ここで伺いたいんですが、環境審議会12万6,000円。昨年度も委員報酬10万円を計上されているんですけども、審議会で、活動というんですか、簡潔に教えていただきたいんですが。

●委員長（佐藤委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） ただいまのご質問でございますけれども、現在、厚岸町におきます一般廃棄物処理計画におけますごみ処理基本計画案並びに生活排水処理基本計画案につきまして、この二つの計画を策定を行っているところでございます。

まず、ごみ処理基本計画につきましては、平成25年4月から始まりました生ごみの分別収集、堆肥化によりまして、従来のごみ処理基本計画での処理内容が大きく変化したということから、新たな予測のもとにごみ処理基本計画の見直しが必要になったということで、今回、改定を行うものでございます。

さらに、生活排水処理基本計画につきましては、公共下水道を中心に生活排水対策を進めてまいりましたが、今後の整備の進行とともに、公共下水道整備区域以外の生活排水やくみ取りし尿の処理対策など、全町を対象とした総合的な生活排水処理対策を進める必要があるということで、新たにこの計画を策定するものでございまして、策定計画案につきまして、2月24日に厚岸町環境審議会を開催させていただきまして、町長より、この二つの計画につきまして、現在、諮問をさせていただいているところでございます。

さらには、3月3日から17日までパブリックコメント等を広く町民の皆様から意見を求めるため、町内3カ所及び町ホームページ等に掲載して募集を行っておりまして、現在、2回目の開催を3月下旬に予定しているところでございますけれども、新たにつくる計画、さらには見直す計画の中で、この審議会のほうでの十分なお議論をいただく上では、年度内策定で新年度よりこの計画をスタートさせたいという思いではございますけれども、十分なお審議をいただく時間をとりたいということで、平成25年度予算及び平成26年度予算のほうに計上をさせていただいている内容でございます。

●委員長（佐藤委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 大変丁寧な説明をありがとうございます。

生ごみの収集に関係については、ごみ収集のほうでお尋ねをさせていただきたいと思います。しっかり計画を精査していただいて、環境保全に努めていただきたいと思います。

委員長、ポイ捨ての関係で、環境対策という観点から、ごみを捨てると環境を破壊するということで、ここでお尋ねをさせていただきたいんですけど、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

実は、もう1点、非常に私、日ごろから気になっているんですけども、皆さんもよくご存じだと思うんですけども、床潭の道路でございます。あの坂をおりてきてからTの字までの間、私もよく床潭に行くんですけども、非常に、ペットボトルや空き缶、床潭の方も憂慮をしております。

環境政策の一環として、ポイ捨てをなくする運動だとか、大変高度な、今言われたようなことも重要だと思うんですけども、住んでいる住民が、床潭の人が捨てているとは私は言いません。むしろ床潭にお住まいの方も憂慮しています。あそこに出入りされている方がむしろ捨てているのかな。ということは、厚岸町全体で、やっぱりこういう問題について、床潭の道路だけではなくて、町全体としてポイ捨てをなくするような取り組みというものは、私は、環境対策の一環として必要ではないのかなと、かように考えますが、課のほうではどのように捉えておられるのでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） 委員おっしゃるとおり、従来から床潭地区の道路、道道でございますけども、北海道所管の中ではございますが、ポイ捨てなど、ペットボトル、空き缶など、大変、ごみ等の問題が今までも重視されているところでございます。

地域の活動としまして、クリーン作戦等の中で、地域活動として自治会が中心になって実施いただいている経過もございます。さらには、床潭小学校等のお子さんたちが、また美化活動の実施ということで、この周辺の道路についても、ごみの収集等の活動を実施いただいているところでございますけども、床潭地区に限らず、やはり全町的な中で、床潭につきまして、非常に目立つ状況にございますけども、現状の整理の中から言いますと、過去にもいろいろな中で、自治会等の皆様にも申し入れを行ったり、ポイ捨て禁止の看板等の設置、さらには緊急雇用の中を活用した中で清掃作業等を実施した経過はございますが、やはり抜本的な問題解決に至っていないというのが現状かと思えます。

当然、生活道路を利用される中で、床潭の方々につきましては、毎日遅られる状況にございますし、地域の方が捨てているということにはなりませんけども、やはり、地域の問題として、再度また自治会の皆様のほうにも、地域の活動として意識啓発をお願いしたいということもございますし、町全体の中でポイ捨て等の状況がなくなるような中での活動を、広報紙等を含めた中での啓発運動、さらには地域、北海道、町による協議の場を設けまして、まずは中心的に、床潭地域の状況も考えながら、ほかの地域につきましてもあわせた中で、このようなごみ問題の対策を講じていきたいというふうに考えて……（発言する者あり）

それと、管内の中では、自然の番人宣言ということで、それぞれ加盟いただいている中で、空き缶等々のポイ捨て等の対策ということで取り組みを進めているところでございます。これにつきましても、組織的に、釧路管内全市町村、1市6町村が宣言しまし

て、現在、ポスター、チラシ等を含めまして、種々の活動を行っているところでございますけども、改めて、この自然の番人宣言での活動を含めた中で、全町的な取り組みを進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ちょっと十分なお答弁でなくて申しわけございませんけども、よろしくお願ひしたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 いや、答弁がどうのこうのでないですよ。現実として、捨てられなければごみにならないんですよ。だから、町として、床潭がどうのこうのではなくて、捨てない運動というんですか、例えば床潭通には、もっとはっきり見えるような看板を立てるとか、小学生が一生懸命きれいな町にごみを捨てないでくださいとかというものも、現在もあります。だけど、もっと効果的な方法が、やっぱり、知恵を絞るべきときに来ているのではないかなと僕は思うんです。

前から、この問題については何回か、いろんな議論があったと思うんですけど、なかなか、一向に改善されません。やっぱり、ぜひ効果のある、いろんな運動とかどうのこうのというのは、とにかくそういうことが目に見えて改善されるような努力をしていたきたい、かように思います。いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） 委員おっしゃるとおり、私どもも、やはりこのような問題につきまして、できるだけ、こういうポイ捨て等がない町、きれいな町づくりということで政策を進めてきているところでございますし、改めて町民の皆様はこの活動等をお伝えさせていただきまして、ごみで捨ててしまいますとごみになりますけども、空き缶等も、きちんと処理をしていただければ資源としての回収等にもなるわけでございますので、改めてそのような形の中で周知、啓蒙を図らせていただきまして、ごみのない町・厚岸になるような活動推進をさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解のほどをお願いいたします。

●委員長（佐藤委員） よろしいですか。
12番、室崎委員。

●室崎委員 まず、次のページ、177ページに節であるんですが、別寒辺牛川・ホマカイ川流域環境保全協議会100万円と。これは負担金になっていますね。そうすると、これはたしか標茶町と一緒に。そうすると、100万円ずつ出しているということですか。まず、その内容について説明してください。

●委員長（佐藤委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） 別寒辺牛川・ホマカイ川流域地域環境保全協議会でござい

ますが、この協議会につきましては、平成4年に設立されまして、構成員につきましては、上流域にあります標茶町、標茶町農協、厚岸町、釧路太田農協、厚岸漁協の5者がこの構成団体となっております。

設立の経過につきましては、ご案内かと思いますが、水道資源であるホマカイ川に酪農地帯から牛ふん等々が起因とされる水質の悪化等が時折見られたというような事例がたびたび起こった時期に、それに対応するためにつくられた組織でございます。

負担金につきましては、先ほど委員おっしゃっていただきましたとおり、厚岸町につきましては100万円を計上させていただいておりますし、標茶町におきましても同様に100万円を計上させていただいた中で予算設定をさせていただきまして、各農協、漁協につきましては5万円ずつのご負担をいただいた中で、事業内容でございますが、ホマカイ川、別寒辺牛川、本流、支流におけます河川の水質調査や厚岸湖内等の海岸パトロール、さらには河畔林等の造成のための適地調査等を行っているものでございますし、平成21年より、カキ殻浄化の中で実証試験等を行っている内容でございます。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 大体わかりました。

カキ殻を使った浄化というのは相当効果を上げていると思うんですが、これは、カキの殻だけで、ほかのものは使わないという意味でのカキ殻浄化なのでしょうか、それとも、ほかの何か有用なものがあれば、そういうものも一緒に実験していくというような意味なんでしょうか。

今はどうなっているのかわからないんだけど、かつて東京で、あれは文京区かな、中央区かな、神田川が、外堀というのかな、私も詳しくない、そういうところがえらい汚れていたんです。そのときに、千歳かどこかの施設がつくった、タイヤを蒸し焼きにして、ゴム質からつくられた活性炭、そういうものが非常に安価にできて使えるということで、それを使って随分と浄化したというようなのが随分マスコミを騒がせた時代もある。だから、僕らの知らないところでは常にそういうものがあるんだろうと思うんです。

それで、カキ殻なんていうのも、厚岸の人は、今こうやって町が一生懸命やってくれているから、カキ殻というのは浄化作用に非常に有効だということのをかなり多くの方は知っているんです。だけど、これ、全国的に言ったら、ほとんど知らないでしょうね。というふうに、その土地、土地のものがあると思いますけども、そういういろんなものを組み合わせていくというような形でやっているんですか。その点。

●委員長（佐藤委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） 現在までの5年間につきましては、補助金等を、これは北海道の振興協会のほうからの補助金等をいただいた中で、5年間限定ということで、厚岸町においてはカキ殻というものがございましたので、これの実証試験を行っていくということで、一つの区切りということで5年間たって、本年度につきましては、この事業化という中で、延長部分をまた整備していきたいというような考えには立っており

ます。

委員おっしゃるとおり、いろんな方法等があると思いますし、厚岸町の資源、さらには他の情報等をいただいた中で、目的は、上流域の浄化でもって、下降流域であります厚岸湾、厚岸湖、水源施設もそうですけども、これらの影響を及ぼさない、それを軽減するような整備ができればということがこの趣旨でございますので、いろいろと情報収集させていただきながら、また新たな取り組みも検討していきたいというふうに考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

- 室崎委員 1本じゃないけど、1本の河川の上流域の自治体と下流域の自治体が協同して、その環境整備を行っていくというようなものをつくっているところというのは全国でも珍しいんだそうです。だから、非常に先進的なことをやっているわけです。だから、ぜひとも頑張っていたきたいとエールを送って、お願いしますというふうにこちらからお願いする次第です。

それで、次に移りますが、委員長、もし違うところと言ったほうがいいよというのなら、すぐ指摘してください。ちょっと私自身としてはここでしか考えつかなかったんだけど、特定外来生物と、それから、もうちょっと広くして何とか外来生物というのがありますけども、厚岸の外来生物については、今、恐らくいろいろなものが危惧されているのではなかろうかというふうに思います。

一例を挙げますと、セイヨウオオマルハナバチですか、あれは我が家で年に何回も、らしきものが確認されておりまして、私、捕虫網を振り回してつかまえたこともあります。それで、すぐ担当者のほうに持っていったら、間違いないですねと太鼓判を押されました。そんなもので太鼓判を押されると困るんですけどね。実際に、うちの庭なんかにも来ています。

それから、野生化したミンク、これはどうも我が家の近くに巣をくっているらしくて、イタチかなと思って、それで、これもまた、すぐ、こうこうこういうのでと見たことを言ったら、それは間違いなく在来 of イタチではなく、ミンクかミンクとイタチの混血でしようと言われたので、これもいるんです。

それから、アライグマ、これは、私の友達が捕獲しました。見に来いと言うので、私も行きました。間違いなく動物図鑑に出ているアライグマでしたが、すぐ役場に届けたほうがいいと言って、私もちょっと用事があってすぐ戻って、1時間ぐらいして行ったら、入れておいたおりを破って逃げちゃいまして、それで役場のほうにお届けすることができなかったんです。物すごいどうもうな感じがしました。向こうもおっかなかったんでしょうけど、こっちを見て。

というふうに、動物で考えてもいろいろ出てくるんです。植物でもいろいろあると思います。魚もまたあるでしょう。

それで、厚岸町では今、担当者として、特定外来生物、それから外来生物で特に危惧をしているもの、それをどのぐらいまず押さえているのか、それをお聞かせいただきたい。

●委員長（佐藤委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） ただいまご質問者おっしゃっていただきましたとおり、厚岸町内ではアメリカンミンク、ウチダザリガニやセイヨウオオマルハナバチなどの確認がされておりますし、先ほどアライグマのお話もいただきましたが、現実、弟子屈町、近隣の浜中町でもそうですし、厚岸町にもそのような状況があったのかなということで、改めて確認をさせていただいたところでございます。やはり、そういう中におきましては、アライグマの被害というのがかなり大きな被害が出てきているということで、僕らも押さえております。

これら対策につきましては、やはり、環境省等の中で、特定外来生物の指定につきましては、指定はいただいている状況にはありますけども、なかなか、その対策関係についての方針関係を出していただけないような状況もございますので……（発言する者あり）申しわけございません。町内での確認ですけども、そのような状況の中で確認されておりますし、それら特定外来生物につきましては、大変危惧しているということでございます。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 私が実際に見たものをちょっと言っただけで、町として、これとこれとこれとこれは特に危惧しているというのがあるでしょうと聞いているの。おまえの言ったのは俺も気にしているよという話を聞いているんじゃないの。

●委員長（佐藤委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） 申しわけございません。

当町において、現在、私ども直接の確認をさせていただいておりませんけども、アライグマにつきましては、在来種の捕食環境適応能力や繁殖力が大変高く、生態系に大きな影響を及ぼすというふうなことも言われておりますし、雑食のため、農作物等への被害、さらにはアライグマ自体の回虫病とか狂犬病などを媒介するという中では人への影響も考えられるということで、特にアライグマについては大きな影響があるものというふうに考えております。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 外来生物として危惧しているのはアライグマだけですか。

●委員長（佐藤委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） 私も活動も行わさせていただいておりますけども、先ほど

言いましたアメリカンミンク、ウチダザリガニ、セイヨウオオマルハナバチ、植物では、やはりオオハンゴウソウにつきまして、町内各地に点在しているということで、大変危惧しているところでございます。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 魚類ではどうなんですか。

●委員長（佐藤委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） この特定外来種でございますが、105種類ございまして、そのうち魚類が13種類ということでございますが、町内においての確認は、今のところはされていないという状況にあります。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 それで、オオハンゴンソウに関しては、厚岸町でもって分布の調査もやりましたよね。冊子もつくりました。それから、非常に限定された場所ではあるけれども、毎年、このごろは、ほとんどが役場職員だけになってきたような感じもするんだけれども、みんなで出て、それを摘み取るというようなデモンストレーションをやっていますよね。

私は、特に、これはいいことなんです。どんどん、やっていることはいいと思うんですが、もう一つ、大きくやはり力を入れなければならないことは、特定外来生物に限定した話ではなく、外来生物というものが環境破壊を起こすという、非常に恐ろしい要因を持っているんだということをみんなが常識として知らなければならないということなんです。それが明確に理解できていないと、ヒブナをふやそうとして金魚を放すようなことをやってしまうんです。もしあれをやったら、遺伝子汚染を起こして、ヒブナはみんなおかしくなっちゃいますから。

あるいは、これは実際にあった話なんです。夕張に夕張岳というのかな、山があって、そこにユウパリコザクラという固有種があるんです。これ、恐らくと言うんですけど、登山をする人が摘んでしまって、非常に少なくなっていると。これを憂えたある人が、桃太郎のきびだんごの袋ぐらいの量を、普通のサクラソウの種を持って山に上がってまこうとしたんです。うまく、ユウパリコザクラがどんどんなくなっているから、ふやしてやろうと思った。これは、たまたま専門家がやろうとしているところに通りかかったので、説明して押さえることができたんです。こんなものをまかれてしまったら、ユウパリコザクラは絶滅してしまいます。そういう、善意なんだけども困る、こういうのがまず一つあります。

それから、もう一つ、片側には、これ、道内で、ホテルでまちおこしというのを町の事業としてやっていたと言ったほうがいいんでしょう、ところがあるんです。何をやったかという、業者が養殖したゲンジボタルを持ってきてまいたわけです。それで、そ

のゲンジボタルというのは、その地域にはもともと住んでいないわけです。厚岸もそうですが、厚岸にはゲンジボタルはいません。ヘイケボタルだけです。もし厚岸でもってゲンジボタルを養殖をして、大々的にホテル狩りなんかやったら、これは完全におかしくなってしまいます。

ところが、これに対しては、その町の偉い人が、新聞だったかテレビだったかの取材に対して、どうして悪いんだかおまえのほうで証明せいと。それで自然破壊されるといふんなら、おまえのほうで証明せいと。その証明にこっちが納得したら、初めてやめることも考えようと豪語しているんです。これ、逆ですよ。やった人のほうが大丈夫ですという証明をしなきゃならないんですよ。これ、きょうしょう責任完全に逆なんですけどね。そういうような流れもまた一つあるんです。

ですから、厚岸町は1次産業の町ですから、いろんな形でもって環境が破壊されると、最終的には基幹産業の生産力に影響してくるんです。そうすると、町の勢いを失ってしまうんです。だから環境問題というのは非常に大事なんですけど、環境保全というのは大事なんです。そういうことをやはり、町のほうから外来生物というのでどんなことが起きるのかと。だから、自分で飼っている、カエルでもメダカでもいいんだけど、そんなものを、ちょっと大きくなって飼えないからといって、ぽんと外へ離したりしたら、アライグマなんていうのはまさにそれによって起きたんですけど、これは大変なことになるんですよということをみんなが常識として知らなきゃならないんです。そういうことも、オオハングンソウの除去だとか、いろんなことを今はなさっていますよね。それと同時にやっぱりやっていただきたいんです。いかがでしょう。

●委員長（佐藤委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） おっしゃいますとおり、基幹産業に影響を及ぼす、特にこのような外来特定生物につきましては、本当に厚岸町の根幹を揺るがすような大きな問題というふうに認識しております。

委員おっしゃいますとおり、町民の皆様に、このような被害が起きるといふような周知が大変大切だと思います。被害予防の3原則を周知する活動は現在も行っておりますけども、さらに町を挙げて監視できるような体制となりますよう、そのような形をつくっていくような対応をしてまいりたいというふうに考えております。まずはむやみに入れないと、さらには捨てないと、広げないと、この3原則にのっとり中での状況を改めて町民の皆様に周知させていただきまして、このような対応を図っていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

●委員長（佐藤委員） 他に1目ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ、進みます。

2目水鳥観察館運営費。

7 番、金橋委員。

- 金橋委員 181ページ、負担金、その中の日本鶴ネットワーク、釧路国際ウエットランドセンター、ラムサール条約登録湿地関係市町村会議、北海道ラムサールネットワーク、このことの内容と、それから、水鳥観察館に、恐らくいろんなものに入っているんですけど、それがどのようにプラスになっているかということをお聞きしたいと思います。その2点だけです。

- 委員長（佐藤委員） 環境政策課長。

- 環境政策課長（尾張課長） まず、釧路国際ウエットランドセンターでございますけども、釧路管内の登録湿地であります釧路湿原、厚岸湖別寒辺牛湿原、霧多布湿原の関係市町村と環境省、北海道、関係団体で組織しているものでございます。釧路地域の豊かな自然、施設、人材等を活用した中で、国際的な事業に地域を挙げて取り組むことによりまして、国際相互理解と管内の湿地の保全とワイズユースを推進し、地球環境保全に寄与することを目的とした組織でございます。

次に、ラムサール条約登録湿地関係市町村会議でございますけども、全国で46登録湿地がございまして、74の市町村が加盟しております。うち64市町村で組織しているものでございます。全国で46の登録湿地があつて74の市町村がその区域にあるということでございますけども、このうちの64市町村です。事業につきましては、ラムサール湿地の保全管理に関します研修事業、ラムサール条約関係予算獲得のための陳情や要請活動、区内の登録湿地拡大の取り組みへの支援協力や関係市町村がそれぞれ地域で実施しておりますラムサール条約関係事業への協力関係等がこの事業の目的となっております。

それと、北海道ラムサールネットワークでございますけども、これは、道内の13登録湿地の18市町村が加盟しております。これにつきましては、担当者レベルでのネットワーク組織として活動させていただいておりまして、道内の登録湿地に関する情報の発信、登録湿地の保全、啓発、ワイズユースなどに関する提案を事業としているものでございます。

以上でございます。（発言する者あり）

一つ抜けて申しわけございません。日本鶴ネットワークでございますけども、国内の鶴の保護、調査活動を行っている組織、施設、個人が相互の連携を図りまして、鶴類の保護、調査の進展、充実を目指す目的で組織されたものでございます。

それで、水鳥観察館のメリットとしましては、ラムサール条約の登録湿地であります厚岸湖、別寒辺牛湿原、水鳥を初めとします野生動物や湿地の保全、湿原の利用ということで理解を深めていただくために、普及啓発、啓蒙活動等、調査、監視を行う中におきまして相互の連携が図られるということで、いろいろな情報発信、さらには情報収集といった中での大きなメリットがございます。

- 委員長（佐藤委員） 7 番、金橋委員。

- 金橋委員 これまで聞いたのは、まず、釧路・根室地方は、水の大地と言われている湿地があるということと、それから、いろいろと、今後、釧路市だとかほかのほうと連携をすると、それによって、ほかの、隣のほうもそうですけども、浜中町にしても釧路市にしても、湿地で売っているという部分があります。

それで、これはやっぱり厚岸町の財産でもあるので、こういうようなことをうまくいろいろと利用して、自然を汚さず、環境を保全しながら厚岸町を売っていくという、大きな、幅の広い、そういう見地から、そういうものを買っていく上で、このぐらいの予算でやっているんですけど、これが多いか少ないかといったら、それぞれの考え方はあるでしょうけども、湿地だとか、あと、鶴だとか、ほかから来ればすごく珍しい、すごく、観光面含めて、環境面、いろいろと売っていけるものだと思いますから、目に見えない、足元にある、そういうものに、いろいろと把握しておいて、それが時代の流れで脚光をばつと浴びるようになったときに対応できるような形で、そういう各関係の、鶴にしても湿地にしても、そういうようなものをしっかりと把握しておいたほうがいいんじゃないかということで説明をしました。

ですから、そういうことにもちょっと目を向けて、それぞれ、こちらのほうの、水鳥観察館とは言わず、環境面含めて、頑張って勉強していったほしいと思います。

以上、終わりです。

- 委員長（佐藤委員） 環境政策課長。

- 環境政策課長（尾張課長） ただいまご質問者おっしゃっていただきましたとおり、自然環境につきまして、本当に汚すのではなく、保全を図っていく上では本当に貴重な資源を厚岸町は保有させていただいているというふうに考えております。

さらには、このような形でのさまざまな会議、ネットワーク等との情報収集、情報提供等をさせていただきながら、北海道初め日本、世界にも発信できるような中で、この水鳥観察館を通した中で、さらに厚岸町を広く、環境に対して力を注いでいる町だということを周知させていただきながら、さらには厚岸町に興味を持っていただきまして、1人でも多く足を運んでいただけるような施策につながればなというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

- 委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

- 室崎委員 水鳥観察館運営費の中で、厚岸湖別寒辺牛湿原学術研究奨励というのがありますね。ことしも130万円ぐらいついている。毎年大体同じぐらいの予算をとって進めていますよね。

平成25年度の対象になった方の報告書というのは、3月いっぱい締め切りにして出てくるんじゃないのかなというふうに思っております。大体5名ぐらいでしたでしょうか。

- 委員長（佐藤委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） 平成25年度におきましては、8件の応募をいただきました。その中で95万円の予算の中、それぞれ専攻される先生方のご意見等をいただきながら決定させていただきまして、最終的には、途中でちょっと、内定をいただきましたけれども、事業実施ができないということで手を下げられた方がおりまして、現実的には、最終的には6件の中での対応となります。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 近年は、大体4、5名、多ければ6名、そのぐらいでもってずっと推移していると思います。

それで、これは平成9年からでしたか。それで、現在、それぞれの研究テーマによって、研究、論文ですよ、これは完全に。ペーパー1枚の要綱というのは、我々でも見てもわかるように向こうが意識して書いてくれるものがあって、そのほかにきちっとした報告書、これは論文でしょう、それがあってということになっているはずですが、できれば町民相手に簡単な講演会をやってくださいということになっていたはずですが、これは相当蓄積されてきていると思うんです。たしか平成9年ぐらいから始まったと思うんですが、現在、何件ぐらいあるんでしょう。

●委員長（佐藤委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） この補助金につきましては、平成9年から実施をさせていただいております。先ほどおっしゃっていただきましたとおり、近年は6件とか7件とかの状況でございますが、全体で、平成24年の段階で130件の、この補助金を活用していただきまして研究をいただいているということでございます。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 これは、たしか水鳥観察館のホームページには、PDFにしてみんな載せてあるんじゃないかというふうに思いますが、冊子として簡単に町民が見れるようになっていますか。

●委員長（佐藤委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） 現状は、それぞれ研究いただきました方々からの報告書をいただきまして、情報館、もちろん水鳥観察館もそうですけども、備え置きをさせていただいているのと、近年はデータでいただいている状況がございまして、いただいているものにつきましては、水鳥観察館のほうのホームページのほうから見ていただけるような形にはなっておりますが、委員おっしゃるような簡略した中で内容がわかっていただけるような状況にはなってはございません。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 これ、教育委員会にお願いしたいんですが、まず、基本的には本ですよ。印刷物ですよ。ホームページに載せてあれば大いに結構なんです、ホームページに載せてありますからという言い方は、前にも何かのところでちょっと私、この議会でも言いましたけども、コンピューターを持って、それを自由自在に操作できる人にとっては便利なんです。でも、それをもって、どんな方でもそれで見てくださいというのはちょっと違うんじゃないかなというふうに思います。

それから、小学生の低学年でそれをばりばり読んだら、これはテレビのニュースになるでしょうけども、やっぱり中学生ぐらいになったら、物によってはその中でもって興味を持って読む人がいてもおかしくないですね。

それから、もっと言うなら、先生たちがそれを紹介して、子供たちに厚岸の中にはこういうものがあって、それについてはこういう研究があるんだよという話をすれば、これは子供たちも目を輝かせます。現に、そういう、本当に、いわゆる町民相手の講演会に私は出ていたことがあります。

糸魚沢の裏の谷地のところに直径10センチもないような缶をずっと差し込みまして、そしてとるんです。その缶がすばっと二つに割れるんですよ。そうすると、そここのに、いわば地層の柱ができるんです。そうすると、ここは、ある時期には海になって、ある時期には陸になってというのがずっと何回も繰り返して、それはどうしてかという、海面が上がったり下がったり、それから、そここの泥の中に含まれている花粉だとかいろんなことで、ここ2万年だったか3万年だったか忘れましたが、その厚岸の気候というのがわかるんですよというようなことを先生が実際に缶を突き刺して泥を採取するところから一緒にやってくれたんです。そうすると、一緒に行っている小学生がにこにこして喜んでやっているんです。我々大人より、むしろ喜んでいるんです。あの子供たちは、もう今はいい大人になったと思うけども、やっぱり一生忘れないと思いますよ。その学者になるかどうかは別にして。そういうようなもので、教育という場というのはそういうものだと思うんです。

それで、そういうことを含めていろんなことができると思うので、これをただホームページにデータとして入れてありましたではもったいないと思うんです。まずその点でどうでしょう。

●委員長（佐藤委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） 委員おっしゃるとおり、いろいろな冊子にした中で、まずもって手にとっていただくということが一番かと思います。それとあわせた中で、補完的ではございませんけども、全国の中で、この研究等について見ていただく機会というのもホームページを通した中で活用していただきたいというのも一つでございます。

当然、せっかくこれだけ研究いただいた成果でございますので、小学校、中学校、高校生等への情報提供、さらには、町民に対しましては、環境教育推進委員会の主催によ

ります環境パネル展などを実施しているところでございますし、今後とも水鳥観察館、それと地域周辺のフィールドをあわせた中で、またこういう調査をいただける方々と、もし連携が可能であれば、そういう調査の中を活用した中での事業展開ということも今後課題として検討していきたいというふうに考えております。

●委員長（佐藤委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 情報館にも設置してありますけども、その部分がなかなか目に触れるような形にはなっていないのかなというふうにも思いますので、機会に触れて、学校あるいは情報館等の出版物等でPRしながら、目につくようにしていきたいというふうに思っています。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 相当のいろんな情報が蓄積されたはずですよ。それは、この厚岸町というか厚岸地区と言ってもいいかな、ここのところのほとんどは自然状況を研究しているんです。

例えば、きのうもそういうわけでちょっとおもしろくて、この学術奨励金による研究の、水鳥観察館の一覧表を見ていました。私は、本当の目次というか一覧表を見ていただけですから大きなことは言えないんですけど、そうしたら、カワシンジュガイの研究というのもありました。カワシンジュガイというのは、たしか1世代が100年を超えると。そして、ある時期には、僕らはアカハラと言っていたんだけど、ウグイかな、何かそういうもののエラに寄生して川の中を歩くと。ウグイだったか何だったか、サケ科の魚だと思いましたが。それで、あるときちょっと飛び降りて、自分のすみかを決めると。だから、その寄生する魚がいなくなったら、カワシンジュガイは生きていけないわけです。そういう話がばらばらと見たときに書かれていたように記憶しています、それは。今回読んだわけじゃないけど。

そうかと思えば、僕らはトンギョと言っているトゲウオが、イトヨとトミヨと言ったか、これが、大体、世界中どっかしかないものだそうです。厚岸は2種類いるんです。そして、それがすみ分けている。しかも、川の支流一つ一つによって全部違うと。だから、それぞれの一家の縄張りが決まっていると。それぐらい自然状態が壊れていないところだというような話も、これも聞いたことがあります。

というふうに、びっくりするような話がたくさんあの中に集積されているんです。これを使わない手はないです。どう利用するかということを、これをぜひ考えていただきたいんです。これが1点。

それから、見てみると、同じような内容を、毎年ではないんでしょうけども、3年に一遍ぐらいですか、その1、その2とつけたほうがわかりやすいんじゃないかなといううなものも出てくるんです、中には。

それから、相当に研究者としての成果がたまってきたものもあるようです。そうすると、そういうものを毎回この枠の中で、130万円を、例えば6人とか7人で割ったら微々たるものですよ。微々たるものが悪いと言っているのではないですよ、これは物すご

くいいことですから。そうすれば、そういうのはここから取り出して別の枠をつくって、町として応援して、そういう研究をがちっとやってもらったほうがいいものの中にはあるかもしれないですよ。そういうことを含めて、やはり、もう平成9年からこれだけ積み上がってきて集積されたんですから、このあたりでこれをどう利用するか、そういうことについて知恵を絞っていただきたいんです。いかがでしょう。

●委員長（佐藤委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） 130件以上に上る成果が出てきております。

先ほど委員おっしゃっていただきましたとおり、これら成果を改めて、選考委員の先生方も、それぞれ大学の専門の先生でございますし、さらにはその他の大学機関もあるかと思えます。また、新年度におきまして、先生方とお会いする機会がございますので、ただいまいただいたご意見につきまして、先生方にもご相談させていただきながら、よりよい方向の中で、この成果をさらによりよいものになるような形での対応を図ってまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解願います。

●委員長（佐藤委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 実は、イトヨのお話ですけども、去年ですか、翔洋高校で講演会をしていただきました。その先生のお話を聞いていますと、他の地域では中学校、高校生が観察を続ける中で、自然保護の運動に結びついて、国からお金をもらって、その自然破壊を防いだというようなことを例に出されて、ぜひ厚岸でも高校生、中学生でこの研究を手伝ってくれる子がいればご相談に乗るといような形で、逆に先生のほうから投げかけもあるといような状況ですので、ぜひ学校あるいは生徒の中からそういうものが出てくるような動きになればいいというふうに思っておりますし、学校にもいろいろ働きかけてみたいというふうに思います。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 よろしくお願ひします。

それで、先ほど7番委員がまさに非常にいいところをしているんです。水鳥観察館というのは何のために置いているのかという話なんです。それに対して非常に担当課長は的確にお答えしていますよね。厚岸町の湿原というものを中心にして、その置かれている位置、町の置かれている位置、そういうものをきちんと把握して、それを後世に、豊かな町をつくるために町民に、みんなにわかってもらうための、そういう施設なんだという意味をおっしゃったでしょう。単に私はそうだなと思ったんです。とすれば、水鳥観察館というのは、あそこでもって鳥を見て喜んでいるだけの場所ではないんです。今のようなことも、全部これは水鳥観察館の根本的な仕事のひとつだということです。だから、そのことをきちんと、存在意義を出せるように、水鳥観察館というのが何のためにここにあって、どういう仕事をしているのかということが的確に町民にわかるような事

業を展開していただきたいと、そのようにお願いして、終わりますけれども、よろしくお願いしたい。いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） 委員おっしゃっていただいたとおりだと思います。

水鳥観察館の意義につきましては、いかにして厚岸町の、厚岸湖、別寒辺牛湿原を中心とします、そういう恵まれた自然環境、さらにはそこに根差す産業、これをいかにして後世へ伝えていくかと、大きく言えばそれまでの使命があらうかと思えますし、私ども環境基本計画にのっとりつつ中で、水鳥観察館のほうも、さらには計画に基づいた中で今は運営をされておりますけれども、改めて町民の方々に理解していただき、1人でも多く足を運んでいただいて、この施設を活用していただきながら、それぞれ、ロコミもそうですし、厚岸町の状況を改めて知っていただく機会になるような、そういうような事業展開を図ってまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解願います。

●委員長（佐藤委員） 他に2目ございせんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 進みます。

3目廃棄物対策費。

3番、石澤委員。

●石澤委員 ごみの収集日のことですが、ここでいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

国民の祝日がふえて、代替になって月曜日が祝日になる場合があるんですけど、そのときの、そこにごみが収集日に当たっている人たちが、1週間くらいまた伸びてしまうということに今はなっているものですから、その収集日をもう少し工夫してもらえる方法はないのかなと思っているんですけど、どうでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） ご不便もかけることもあらうかと思えますけれども、長期、ゴールデンウィーク等もそうですけれども、あとは正月等の期間の中で、そういう週1回の曜日が休みに当たる月につきましては、清掃社のほうでの収集体制を組ませていただいているところがございますけれども、場合によっては今おっしゃったような中で、ご不便をかける機会もあらうかと思いますが、できるだけそのようなことのないような形での検討はしたいと思えますけれども、あらかじめそういうような、地域に対しましての周知をさせていただきながら、適切な収集体制をとっていきたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解のほどをお願いします。

●委員長（佐藤委員） 3番、石澤委員。

●石澤委員 それはわかるんですけど、代替日というのは固定しちゃっていますよね。必ず月曜日ですから、月曜日収集のところというのは結局、祝日があるたびにそういうふうに、1週間またいであることがあるものですから、そういうときに、何らかの方法で、どこかで収集できるか、祝日収集はできないのかもしれないんですけど、その辺、工夫してほしいんですよね。ずっと我慢していたんですけど、結局、もう一度出したり入れたりということもありますし、そういうのが大変な場合もありますので、ちょっと考えてほしいなと思うんですけど。

●委員長（佐藤委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） あらかじめ休みの関係というのはわかる状況でございますので、町のほうからごみの手数料等の納付書を発行させていただくときに、あわせた中で、そのような体制の中で、ご不便をかけますけども、その週につきましては、ご自宅のほうで、物置等で保管いただきながら翌週出していただくような体制を組んでいただくお願いをさらにしていきたいなというふうに考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 3番、石澤委員。

●石澤委員 元気な人はいいんですけど、高齢者の人たちのほうはちょっと大変な部分があるので、その辺は、ちょっと考慮してほしいと思います。

●委員長（佐藤委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） 申しわけございません。週2回の体制になっていて、月曜日が祝祭日等の中で休みになった場合につきましては、次の、その週の折に出していただくような手だてをとっていただくような中で周知を図ってまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

●堀委員 私はここで、今現在、パブリックコメントをとっています厚岸町一般廃棄物処理計画についてお伺いしたいと思うんですけども、町のほうで何で今ごろというふうに私はまず思ったんですけども、平成14年に立てられた計画が、15年計画という中では平成29年を目標年次とされている。ただそれが、若干、生ごみの収集や現在のいろいろな助成とあわせた中で、変えるために今は立てているんだというような形では理解はしたんですけども。

それで、私が心配というかあれしたいのは、最終処分場の関係なんですけれども、こ

の計画の中では、最終処分場、平成18年に埋め立て終了してということで、第2期埋め立てを建設して、今現在まで至っているんですけども、その寿命というのが計画の中では平成32年というふうにされております。ただ、この計画の一番最後のほうでは、5年ほど余命を延ばすこともできるのかなというようなことを希望的には書いているんですよね。ごみの排出量も、当然、700トンから400トンぐらいまでに減量を図るということを平成34年の目標でも上げていますから、そのような中では余命が延びることも当然考えられるんですけども、ただ、どうしても、その前にやっぱり平成32年という一つの容量をまずは捉まえた中で考えていかなければならないんじゃないのかなといったときに、当然、平成32年ですから、今は平成26年ですから6年後ですよね。

ただ、建設工事に大体2年かかるとします。そして、なおかつ設計に1年かかると。なおかつ、現地をどこにするのかもまだわからないと思うんですけども、用地を確保する、そういう用地の買収や何か必要であれば、当然、その分の時間的なものとかも考えていったときには、平成32年の計画であれば、そろそろ今年ぐらいから、計画の素材としては乗せながらいかなければならないんじゃないのかなと思うんです。今現在、明確に平成37年とかということで、5年延命できるということの中では5年先延ばしできるんだと言い切れるんだったらいいんですけども、そうじゃないと思うんで、そういう中では、そろそろ最終処分場の第3期と言えいいのかな、最終処分場についての計画の樹立の準備というものを始めるべきじゃないかなというふうに思うんですけども、その点についていかがなんでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） ご質問者おっしゃっていただきましたとおり、最終処分場につきましては、第2期の埋立地でございます、平成18年から平成32年までの15年間、埋め立て可能ということで整備をしてきたものでございます。

先ほどご質問者がおっしゃっていただきましたとおり、昨年4月22日から一般家庭の生ごみ等の分別収集、さらには堆肥化等の状況もございまして、想定しておりました状況よりも焼却量の減少、さらには焼却残渣が減ることによって、計画年次より長く利用ができるというような形でございます。

現在想定しておりますのが、先ほどお話しいただいたような中で、現在、私どもが考えておりますのは、さらに、これより5年間、延命と言っていいのかわかりませんが、長くもたせることができる、可能じゃないかということで試算しておりますし、今後ともさまざまなご提言、この議会でもいただいておりますけども、まずはごみの抑制等、さらには資源化等を図った中で、1年でもさらに延ばしていくような施策でもって考えていきたいと思っておりますし、今の状況から言いますと、ご心配いただくような中では、もう少し先に検討させていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解を願いたいと思っております。

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

●堀委員 当然、この一般廃棄物処理計画を立てた段階では、まだ平成24年の数字までしか入っておりませんから、生ごみの分別収集は平成25年からですから、それらの数字が反映されていないといった中では見込みの中でも当然わかるんです。ただ、やはり、先ほど言ったとおり、建設には最低でもやはり相応の期間の準備というものが必要ですから、先ほど課長のほうから大体延命もほぼ図られていくんじゃないかということで、それはそれでいいというふうに思うんでいいんですけども、やはり遅滞なく、しっかりとその辺は進めていただきたいというふうに思います。町の長期的な計画の中では大変大きな投資にもなるわけですから、やはりそこら辺は遅滞なく進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

●委員長（佐藤委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） 委員おっしゃっていただきましたとおり、適宜、毎年の中で、その残りの量というのは測量等を行った中で実施してまいります。その状況に応じた中で、適切な時期に、それら検討がなされるような形で進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解願います。

●委員長（佐藤委員） 3目、他にございませんか。
9番、南谷委員。

●南谷委員 181ページ、生ごみ分別資源化141万5,000円計上になっております。ここでお尋ねをさせていただきます。

昨日、12番委員、成分等効果について、非常に私も、質疑を聞いておりまして参考になりました。お尋ねしたいのは、もっともっと入り口なんです。

今回、生ごみの分別資源化について141万5,000円、去年は計上になっていないんですよね。伺ったら、今年度から分けて計上するよということで説明は聞いたんですけども、実際に、平成26年度に向かって、先ほど6番委員もお尋ねになっておられましたけれども、平成26年度の実際の削減数量というものは、この試算からいくと、どのぐらい生ごみを分別することで削減トン数というものは、一年間やってきたわけですから、その辺の実態についてお伺いをさせていただきます。

●委員長（佐藤委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） 平成26年の想定数量でございますけども、4,058トンの想定数値になっております。平成24年度の実績でございますが、これが4,291トンということで、5.7%減少されるという見込みでございます。

●委員長（佐藤委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 ずっと伺っておったら、実際に数字も下がってきたと。大変いいことづくめ

なんですよ。

そこで伺いたいんですけども、私なりに町の皆さんによく言われるんですけども、収集する側、それから各家庭で出す側、この冬期間、しばれるんですよ、非常に。コチコチです。今の入れ物でいいのかなのか。うちに置いて保管すると、臭いんです。ところが、外に置くと、収集される方、リアルタイムで動いています。こちこちです。私は、実際にそう言われて、ずっと拝見していたんです。そうしたら、簡単には出ないです。しばれ上がっている。何ぼ水を切っているよといったって、外に置いているんだもの。

私は、収集している皆さんのほうからどういうふうに来ているかわからないんですけども、そういう実態からすると、町としてどのように受けとめているのかなと。私の耳には、聞かれると、出す側も収集される側も大変な苦労をされる。うちに置けば臭いんだから。やはり、入れ物にしても、私は、もう少し一考を要するのではないのかなと。この時期にひっくり返してたたいたら、割れますよ。大変な、出すにしても簡単に出ないですよ、あれ。しばれたら。外に置いて、夏場は夏場でキツネや猫が来るわけだし、この辺の管理運営についても、それぞれ一生懸命取り組んで、私は反対しているわけではないんです。でも、町の皆さんにすると、不評も多いんです。これらについてどのように捉えているのか、まずお尋ねをさせていただきます。

●委員長（佐藤委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） 一般質問の中でもいろいろと、周辺の町民の皆様からの、そのようなお問い合わせのご意見等の苦情があるということもお聞きさせていただきました。

私どもの中において、本来、いろんなご意見を聞かせていただく立場でございます。私たちが出向いた中で、今やられている状況の中でのいろいろな改善点、今、委員おっしゃっていただいたような中で、私の家でもそれぞれ、生ごみの中での対応をさせていただいておりますし、それぞれやられている中で、場所の問題とか、いろんな問題がありますし、事、冬期間の問題の中では、改めて、やはり容器はプラスチックでございますので、そのような中でご苦労されて、町民の方々がいらっしゃるということを聞かせていただきました。

一遍にいろんなことが改善できるとは考えておりませんが、町民の皆様の全般的な生ごみ分別収集に対するご理解のもとで、またいろいろな問題点、ご意見をいただく機会をつくらせていただきながら、一つ一つ、これら問題の解決に当たっていきいたいというふうに考えておりますし、ぜひ町民の皆様の、本当に生活の一部として根づいていただいて、厚岸町においては生ごみ収集、においの問題、多々ありますけども、一つずつ改善を図りながら、対応を図っていただくような中で考えてまいりたいと思っておりますので、ご理解を願いたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 9番、南谷委員。

- 南谷委員　私も一生懸命考えたんですけど、いい知恵がないんです、はっきり言って。実際にこういう方法がいいと。

事業を進めることは、私は大事なことだと思うんですけど、今、課長、口だけでそう言われても、やっぱりみんなで知恵を絞って、この事業が続くように、やはり、いい知恵を絞って、例えば容器がいい改善の方法があるのかも含めて、やっぱり真剣に、出荷される皆さんの各家庭の皆さん、それから収集される働く方々が、苦勞することはわかるんですけども、やっぱり、もっと楽に、仕事が順調にできるような体制づくりというものも、ひとつ検討していただきたい、かように思います。いかがでしょうか。

- 委員長（佐藤委員）　環境政策課長。

- 環境政策課長（尾張課長）　夏場の問題、さらには冬場の問題、いろいろな問題があるということを改めてお聞きさせていただきました。

容器の問題につきましても、貴重な皆様の、ごみの資源化をいただいた中でのお金を使わせていただきまして、このような水切りバケツも用意させていただいて、各家庭に配布させていただいて利用いただいているところでございます。当然、これには耐用年数はございませんが、使用頻度に応じた中で劣化していつか割れることもあろうかと思えますし、そのような場合につきましては、新たに配布させていただく手だても考えていかなきゃならないと思っておりますし、さらには、長期的な中に立った中で、これはずっと続いていく問題でございますので、さらによりよい方法、今は、水切りの部分につきましても新聞紙を活用していただきながらとか、消臭液を配布させていただきながら、夏場のにおいの問題等の対策を講じていただいたりしておりますし、さらには、冬場の中において、しばれる問題等も改めてお聞かせいただきましたが、それぞれのご家庭の中で、例えば毛布をかぶせた中で、そのしばれを対策いただくような方法をとっていただけないとか、いろんなお知恵をいただきながら、この対策について町民の皆様に変更して周知の機会をつくらせていただきながら、定着に向けた中での活動をさせていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。

- 委員長（佐藤委員）　他に3目ございませんか。

（な　　し）

- 委員長（佐藤委員）　進みます。
4目ごみ処理費。

（な　　し）

- 委員長（佐藤委員）　5目し尿処理費。

（な　　し）

●委員長（佐藤委員） 6 目下水処理費。
8 番、竹田委員。

●竹田委員 ここでちょっと、下水処理費、合併浄化槽の処理の補助金についてなんですけども、歳入のほうで環境政策費補助金35万2,000円の3分の1、11万7,333円の10件分として、端数を除いた117万3,000円の交付金があるというふうに説明を受けました。循環型社会形成推進交付金というもの。これに対して、35万2,000円というのは、どういう意味からの35万2,000円なのか。上がってきている予算の900万円のうちの117万3,000円が循環型社会形成推進交付金というふうになるのか、この辺の話を具体的に教えていただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） 歳入のところで説明しました35万2,000円ですけども、これは、環境省のほうで合併処理浄化槽、5人槽の基準額というのを定めておりまして、それが35万2,000円というふうに定められております。これの3分の1が国庫補助の金額というふうに、補助要綱でそのようになっているということでございます。

●委員長（佐藤委員） 8 番、竹田委員。

●竹田委員 だから、この900万円のうちの交付金になるんですかということです。

●委員長（佐藤委員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） そうです。その一部、117万3,000円が交付金でございます。

●委員長（佐藤委員） 8 番、竹田委員。

●竹田委員 済みません。下に国で117万3,000円と地財で782万7,000円ということに、書いているとおりだということですよ。読めばわかることだったんですけども、当初の1基当たり90万円の10件分の900万円は、一財という話をされていたはずなんですけども、いつから循環型社会形成推進交付金というのがいただけるようになったのか、僕は全く聞いていなかったんです。その辺について、もうちょっと詳しく教えていただけませんか。

●委員長（佐藤委員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） たしか90万円を補助しようという話を以前からこの関係ではしていますけども、全が一財だったかどうか、ちょっと記憶は定かではないんですが、町

としては、設置者に対して90万円の補助をしようという方向では検討していました。ただ、町が出す90万円の内訳として一部補助金を充てるということでございまして、90万円丸々が一般財源というふうにはちょっと捉えてはおりませんでした。

●委員長（佐藤委員） 8番、竹田委員。

●竹田委員 それは言った、言わないになるんで、どこまでもいってもしようがないんで、900万円丸々地方財ということにならなかったということだけは、交付金をいただけるということで、大変よかったなという話ですね。

今言われていた、前にも言っていたんですけども、5人槽が基準になるというお話もしていました。7人槽の場合に、この補助の部分というのは外れてしまうのかどうか。

●委員長（佐藤委員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） まだ補助規則を策定中でありまして、当然、5人槽では間に合わないところも出てくるかと思えます。今のところ、一般的な形式でいきますと、7人槽、10人槽というふうに段階的に大きくなっていくかと思うんですけども、5人槽を超えるものについては、今のところ110万円ぐらいをめどに、バランスをとろうというふうに考えております。5人槽に限ったものではないということでございます。

●委員長（佐藤委員） 8番、竹田委員。

●竹田委員 90万円が町のほうからということで、あとの14万円という、最高額104万円までというのがあったんですけど、それは僕の勘違いですか。

●委員長（佐藤委員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） 上限だと思うんですけども、最高額についてはちょっとまだ確定はしていませんけども、通常、その範囲内でおさまるものについては、やはり一部は設置者に負担していただけないかと、1割程度は、やはり設置者に負担していただくほうがいいだろうということで、例えば5人槽を超えて110万円であれば、その9割までが補助の上限だよという意味でございまして、まだこれも確定ではございませんけども、そういう方向で検討しているということでございます。

●委員長（佐藤委員） 8番、竹田委員。

●竹田委員 国の交付金の決定等が3月31日以降でないとはっきりできないと。その上で確定できないんだというふうに捉えてよろしいんですか。

●委員長（佐藤委員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） それだけではなくて、ちょっと、まだ内部で補助金規則を確定していないという事情と、当然、近隣町村とのバランス、それから、以前から言っていましたとおり、一定期間で見たときに、公共下水道使用者とそんなに大きく差が出ないようにするというのも検討の中身でございますので、ここで、確かに補助内示はまだ出ておりません。4月にずれ込むという話もありますし、もう出るのではないかという話もあって、期日もまだはっきりしておりませんで、最終的な執行はそれを待つということになりますけども、まだ若干、検討事項が残っているということでございます。

●委員長（佐藤委員） 8番、竹田委員。

●竹田委員 そうすると、町側として、この工事に対しての受け付け開始というふうになるのは、おおよそどのぐらいになるのでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） やはり、4月以降になろうかと思います。まだ、期日については、いつということは明言できませんが、ただ、いろいろ準備されている方、つけたいという方もおられると思いますので、2月1日付の水道の広報紙「すいげん」で、新年度、そういう方向で検討していますと。詳しい内容については4月以降に改めてお知らせしますという、前段の広報だけはさせていただきました。

●委員長（佐藤委員） 終わりましたか。

12番さん、休憩後でよろしいでしょうか。（室崎委員「結構でございます」と呼ぶ）
では、休憩いたします。
再開は、3時30分といたします。

午後2時58分休憩

午後3時30分再開

●委員長（佐藤委員） 再開いたします。

12番、室崎委員の質問から始めます。
12番、室崎委員。

●室崎委員 私も、この合併浄化槽でお話を伺いたいのです。

まず、本論の前に、公共下水道というのがございますね。あれは確かに個々人の生活も非常に快適になりますけど、それが主たる目的ではないですよ。その地域の環境整備、それから、特に沿岸部では、やはり海を守るという非常に大きな目的があって、そ

れで、全部で150億円ぐらいかかるんですか、総事業費という。約半分は厚岸町の持ち出しですよ。七、八十億円は持ち出しでしょう、厚岸町は。大ざっぱに言って。それだけかけてもやらなければならないというのは、これは個々人の生活向上というだけの問題でないからみんな納得するわけですよ。

合併浄化槽をこれから普及させていく。市街地、それから、ある程度規模以上の集落地以外のところは合併浄化槽によって行っていくという方針のもとにこういう事業を始められると思うんですが、これもまた公共下水道の設置と同じ目的を持って、この事業に着手なさるんでないかと推察しているんですが、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） 確かに、公共下水道は、個人の快適な生活というだけではなくて、環境を守るという側面も強くありまして、補助金はその事業費の2分の1、起債についても一定程度の措置がされるという内容になっています。

合併処理浄化槽についても、環境省の今回は個人設置型というのを選択するわけですが、やはり、個人の快適な生活はもとよりも、環境を守るという側面もあるということで、今までは個人の設置にお任せというところを、補助金をもって公共下水道使用者と一定期間ではそんなに差がないように手当てしようということでございます。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 今の答弁の表現方法の問題だと思うんですが、公共下水道は環境を守るということが非常に前面に打ち出されたような言い方をなさいました。合併浄化槽のときは、それもありますと。付録のようなことになるんですか。やはり、表に出てくるものでなければ、これだけの、1個について90万円もの補助金を出す、その根拠が崩れるんじゃないですか。

●委員長（佐藤委員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） 申しわけありません。確かにそのとおりでございます。そんなに目的そのものは変わるものではありません。環境を守るという側面では同等だというふうに考えております。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 公共下水道の場合には、1カ所に、処理場に集めて、そこから環境中に放しますね。そのときの基準は、BOD値で言うと何ppmでしたでしょう。

●委員長（佐藤委員） 水道課長。

- 水道課長（遠田課長） BODで15ミリグラム毎リッター以下ということになります。
- 委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。
- 室崎委員 15ミリグラム／リッターということになると、15 p p mですね。合併浄化槽の場合には制限値は幾らでしたか。
- 委員長（佐藤委員） 水道課長。
- 水道課長（遠田課長） 基準によりますと、20ミリグラム／リッター以下というふうになっています。これは、1日の平均です。
- 委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。
- 室崎委員 合併浄化槽のほうがちょっと緩いのは、量が全然違いますからね。ですから、環境に対する影響が、一つ対一つで見たときには全然違うのでということもあるのかもしれないですね。だけど、15ミリと、それから20ミリですから、ほぼ変わらないということだと思うんです。そこまでにしないと環境中に放散することはできませんよと。それだけ、昔はたしか30 p p mだったような気がするんですが、厳しくなっていますよね。こういうものができていると。

それで、厚岸町の現在戸数のうち、市街地の部分は公共下水道によって賄われます。それ以外の部分は合併浄化槽にというふうに、右手と左手でいこうということだと思うんです。合併浄化槽の区域、そこに小さな集落、小さなと言っても悪いんだけど、集落もあるし、全く散在しているうちもあります。そういう戸数、何戸ぐらいですか。要するに、合併浄化槽の対象になる戸数、何戸ぐらいありますか。
- 委員長（佐藤委員） 水道課長。
- 水道課長（遠田課長） 約900戸というふうに押さえております。
- 委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。
- 室崎委員 今回見ますと、1年間で10戸の予算です。そうすると、これが一気に、この後、補正をつけて30戸、50戸になるということはないでしょう、財源の問題もありますから。そうすると、20人手を挙げれば抽選で決めざるを得ないと、基本的に。それから、5人しか手を挙げなければ、5個、不用額として出ると。そういう形でこれから進めざるを得ないというふうに考えてよろしいんですか。
- 委員長（佐藤委員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） 目的からすると、できるだけ多く使っていただきたいと。

今回、10基分を見込んでいますけども、現実ではまだ未知数です。どのぐらいの数がこれを活用していただけるかというのは、正直なところ本当にわからない状況。ただ、近隣の状況を見ていますと、ほぼこのぐらいかなと。もし多くつけていただけるようであれば、それに応えていくべく内部で協議をして対応を図りたいなと思うんです。

志高く、30基、40基とぶち上げることもできるわけですけども、補助金を見込んでの計上で、そういうことで、北海道が補助金の配分を調整しているわけですけども、志高く30、40とって配分を受ける見込みで申請しても、実際にそこに至らなければ、やはり、非常にほかの地域に迷惑をかけるということもありまして、未知数ではありますが、近隣のところを参考に、まずは10基程度であろうと。ただ、それ以上の申し込みがあることについては、それは極力対応していくべきことだろうなというふうに考えています。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 大変志の高いお話を聞きまして、意を強くしているところではありますが、ない袖は振れないということも事実でしょう。だから、もし100人手を挙げたら、100基すぐつけますよなんていうことは言えないわけです。10基で出したということは、やはり10基が基準でしょう。

そうしますと、今、大体900戸あるというふうに聞いたんです。そうすると、毎年10基ずつやっていけば90年かかるんです。マカオの租借地と同じぐらいの時間になってしまいます。

それで、やはり、これは一つの方法なんですけど、10が15になっても20になっても何とかしたいから、とにかくこれでいくんだということなんでしょうか、それとも、これは一つの方法で、これ以外のやり方もまた考えていかねばならないというふうに、今、具体的にこういうものだという青写真を出すことはできないにしても、他にも公共下水道によらない方法がありますよね。そういうようなものも取り入れながら、なるべく早いうちに公共下水道地域以外のところにも、合併浄化槽や、あるいはそれ以外の方法で環境整備を図るというふうにお考えなんでしょうか、そのあたり。90年河清を待つというふうに考えているのか、その点をお聞かせいただきたい。

●委員長（佐藤委員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） 確かに、先日の環境審議会でも同様なお話が出ました。このままでは90年かかってしまうだろうということでございましたが、まず、公共下水道の区域内もそうなんですけど、補助制度を設けて、活用してください、つけてくださいというのは町の側で大いに取り組んでいきたいんですが、一方、これを、公共下水道もそうなんですけど、それをつなぐ、活用する、設置するというのは、相手側にも負担が生じます。公共下水道の水洗化率が70%ちょっとという現実を見てもおわかりのとおり、なかなか、こちら側が進めようという意思だけでは、確かに普及は、それだけでは難しいだろうなというふうに思っています。それで、近隣の町村もやはり、現実的なところでいくと、10

基とか、その前後の数値しか合併浄化槽がついていないという現実があるんだろうと思うんです。

それで、何かいい妙案というか、劇的にふえる案があるかと問われると、そこはなかなか難しいものがあります。ただ、環境省の個人設置型の、この補助金だけが活用できることではなくて、隣町、浜中町の農家さんがやったように、中山間事業に位置づけてやるという、これはかなり一気に普及したようですけども、そういう別な手法ということも当然考えるべきなんだろうと思います。

ただ、今すぐ、中山間は実施団体が位置づけなければ、町がやるといってやる性質のものではございませんので、そういうふうなこともありますし、また、ほかに何か地域なりで、もっと別な事業なり補助制度を活用して、住環境、環境を守るような快適な生活と環境を守るようなことをやろうということであれば、それは大いにその方向でやっていただきたいというふうに思いますが、ただ、今の時点で具体的にこれがある、あれがあるというのはちょっと、すぐ思い浮かばないんですが、ぜひそういうものも活用して広めていきたいなというふうには思っております。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 今のお話を聞いていると、行政手法として、例えば補助金の引っ張る先とか、あるいは財源確保の方法、同じことか、そういうようなところでのいろんなやり方があるんでないかというお話のように伺いました。

ただ、それと同時に、技術的な部分で、公共下水道でなければ各家庭につける合併浄化槽しかないんですか。それとも、もうちょっと集落単位程度の、いわゆる小さな市街地を形成しているところがありますよね。そういうところではそんな長い管渠を使わなくても、今、公共下水道でつくっているような終末処理場から見ればはるかに小さなものをやっていくというようなことは、やっぱり現在の技術では不可能ですか。そういう点についての調査はなさっていますか。

●委員長（佐藤委員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） 多分、おっしゃられているのは、集落排水とか集合処理のことだろうと思うんですが、ちょっと詳しい資料が手元にないんですが、以前に、例えば床潭地区とか、ある程度まとまったところで、集合処理をしたら効率的ではないかという検討をしたようです。ただ、費用の比較をしたときにはやはり、個別設置の浄化槽のほうが有利だったようです。

それと、今の社会情勢、人口減を見ますと、ご存じのとおり、浄化槽もそうですし終末処理場もそうなんですが、対応する施設に対して、生物処理ですから、流入する餌がどんどん少なくなっていくということは、処理の面では逆に不利になっていくと。これが、ある程度人口が安定していたり伸びていくという要件、将来を見通してそういうことが条件としてあるのであれば、その方向も一つの検討すべき事項だとは思いますが、非常に厳しい社会状況になってきているときには、やはり、不利なほうに働いていくの

だろうということと、今言ったように、公共下水道区域でさえも、やはり7割程度しかなかなか普及しない。相手に設備してもらわなければ意味をなさないところがあって、それであれば、個人設置で、待たないで即やる、手を挙げた方についてはそこで完結する個人設置がやはり有利になるだろうということで、個人設置型というのを選択しているということでございます。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 わかりました。

確かに人口減少というものに歯どめがかからないということを前提にしますと、公共下水道そのものがそうですけども、今の状況でつくったものが何年かたつと過大設置、過大設備になってしまうというおそれは常にあるわけです。それはわかります。

この合併浄化槽というものに対して、こういう補助金があって、町でこれだけ出すと。それだけ単独で切り離すと、今のような話になると思うんですが、これは、公共下水道と同様の、いわば形の違うものだと考えると、町は公共下水道をつくるときに、平均して年にどのぐらい一般財源を持ち出していましたか。

●委員長（佐藤委員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） 事業費自体にはかなりでこぼこがありますので、ここ最近の例でいきますと、年間大体事業費が3億円程度ですから、その半分が町の負担と、半分が国庫補助。その町の負担のうち、さらに大半が起債、下水道事業債ですから、それに対する若干の交付税措置も考えられますので、純粹に、ちょっと、財政的にはわかりませんが、国庫補助以外が負担というふうに考えれば、その半分ということ……（発言する者あり）さらに、その半分が実質、町の負担ということになっていきますので、事業費の4分の1が実際には持ち出しという形になるということでございます。（発言する者あり）約7,500万円という金額になろうかと思います。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 そうですか。私は頭の中で5,000万円ぐらいかなと思っていたのだけでも、もっとなるんですね。

そうしますと、ごく単純に言うと、この合併浄化槽事業、合併浄化槽ではないですよ。合併浄化槽を使って、その地域の環境を保全していこうという事業、これは、公共下水道を使って、その地域の環境を保全していこうという事業と同じで、使うものが違うだけですよね、先ほどのお話によると。片や900万円で片や7,500万円なんです。余りにも違い過ぎませんか。というような論理も成り立つでしょうね。

ですから、やはり、90年河清を待つというようなのんびりした話ではなく、本当にこれが効果があって、本当に本腰を入れて厚岸町が公共下水道地域以外の環境を保全するために合併浄化槽を使うんだというのであれば、やはり公共下水道にかけたと同じよう

な力を入れていかなければならない事業でないのかというふうに思うんですが、その点いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 町長。

●町長（若狭町長） 今、財政的なお話が出ているわけではありますが、実は、公共事業、今、お話がありましたとおり、事業費としては年間3億円という目標を持ちながらやってきているわけでもあります。

しかし、つい最近の話、5年前ごろになりますか、有利な制度ができて、1年で16億円やった場合もあるんです。ですから、時代の一つの流れの中で、また有利な制度があるかもしれません。しかしながら、現状といたしましては10戸分を考えながら進めていこうということなんです。

それと、せっかく公共事業をやりましても、自分のうちまで結ぶという、水洗化について、これがなかなか、これも、町自体も補助金も出したんです。つけた場合は7万円ですか。それでさえ、今お話にございましたとおり7割。多額な金額で公共下水道をしながら、いざ、それじゃ、相手がそれを快適な生活を維持するために利用するかといえば、そういう実態であるということでございますので、確かに、ご質疑のとおり90年かかるとかいう、計算上、なるかもしれませんが、やはり、対象者にとりましては、今の時代は、やはり快適な生活ということを目指していると思いますので、できれば、さらにいい制度が見つかれば、それに乗って、町の財政負担をなくした中で、有利な工事を進めていきたいということに相なるであろうと思っているわけでございますので、どうかそういう面では、ご指摘のあったことを、これからの財政運営を考えながら、速やかなる合併浄化槽が完成するように努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 他にございますか。

6番、堀委員。

●堀委員 私も合併処理でお聞きするんですけれども、先ほどのごみ処理と同じで、合併処理についても一般廃棄物処理計画の中の生活排水処理基本計画ということでつくられておりますよね。

まず、これを見た中で疑問に思った点が、計画図で、今回、合併処理浄化槽の計画は、公共下水道地域以外全ての行政区域内にしておりますよね。ただ、平面計画を見たときに、青色で色分けされているところ、赤色で色分けされているところというのがあるんですけど、公共下水道の中では。なおかつ白地の部分、色分けのされていない部分というのがあるんです。これらについてはどちらに入るのかなと。個別、例えば、今は偕楽園とは言わないと思うんですけども、門静の1丁目ですか、4丁目ですか、どちらなんだか忘れたんですけども、あそことか、あと、門静とかの本村というか、あのあたりも白地化になっているんですけども、これらについてはどのようになるのかなというのが1点目。

そして、先ほどの12番も言われたのですけれども、公共下水道じゃない地域を全て合併処理のほうで入れてしまいましたけれども、でも、実際にはほかにも補助事業というのがあって、漁業集落排水事業や農業集落排水事業というのがある。ただ、今回のこの計画の中では、それらを一切検討はしていないんですよ。検討の結果のけの字も出していないんですよ。ということは、将来的に個別処理が農村地域や漁村地域でどんどん進んでいったときに、何らかで漁業集落をやろうといったときには、そこには、今度は個別処理のものと集合処理のものとが混在してしまうということが起こり得ちゃうんです、今のこの中では。そうじゃなくて、やはり、こういう計画で、全て個別処理でやったほうが有利だというのは先ほどの議論の中であったのであれば、厚岸町としては、今後、農業集落排水や漁業集落排水という集合処理は行いませんというしっかりとした検討計画というものがやはりなければいけないと思うんですけれども、この点についてはどうなんでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） まず、生活排水処理基本計画、今、ホームページで公表されていたり、何カ所かで公表されていますけども、その生活排水で、合併処理浄化槽で対応する地域の区域のお話ですが、例えば門静1丁目、偕楽園団地、それと、駅前付近の一般的な門静地区、それからもう一つ、有明のほうにも一部、干場が広く広がっているところ、そこについては、やはり、費用対効果が非常に不利であると。技術的には何ら問題はありませぬ。多額の費用をかけてやることは、十分技術的には可能ですが、それはめぐりめぐって公共下水道使用者に降りかかってくることでございますから、そこは特に、先ほど言いましたように、人口減少の中でそれをやりますと、将来負担が物すごいことになってしまうということもありまして、今回お示ししたのは、特に都市計画区域の中で色づけがされていない、用途指定がされていないところについては、実態に即してそういう扱いにしよう。

ただ、ここにあるように、下水道事業というのは、生活排水、污水だけではなくて、雨水についても整備対象になっていますので、整備対象の区域としては外してはおりません。ですから、将来的に、何か支障があって雨水対策することは可能です。ただ、公共下水として污水を、管を延ばして、特に門静1丁目、偕楽園団地については、かなりの距離を持っていかなければならないということと、現状の張りつき状態、試算したところによると、今の倍ぐらいの戸数が張りついて、やっとな採算ベースに乗るかどうかなという試算結果を出しております。ということは、それに満たなければ、逆に将来負担になっていく結果になってしまう。

さらに、ちょっと話は外れますけども、公共下水道事業とか簡易水道事業が今、この前お話しした会計制度の見直しの中で、公営企業化しようという動きが総務省の中にあります。そうすると、どうしても独立採算という位置づけがされる性格が強くなります。そうしたときには、厚岸町で言う公共下水道というのは相当大的なダメージを受けるだろうということもありまして、そういうところについては個別処理で対応したいという内容でお示しさせていただきました。

将来の集合処理、集落排水処理なんですけど、これも、先ほど言いましたように、それを整備すること自体は、技術的にといいますか、下水道が整備するというよりも農業サイドだったり水産サイドだったりするんでしょうけども、キーポイントは、それを整備してつないでもらえるか、必ず個人の負担、今回も合併処理浄化槽で90万円補助を出そうとしていますけども、各戸の負担というのは、それにプラス100万円以上の負担をしなければ、それを使うことができないという現状があります。ですから、強い要望があって、集落排水、漁業集落なり農業集落排水をやってほしいと。すぐつなぎますということであれば、それも効果的かと思いますが、現状では、公共下水道、こちら側の努力不足もありますけども、やはり、多額の費用がかかるということもあって、なかなか、7割程度しか普及が、20年たってもそこまでしか進まない現状を見ますと、一見効果的に、ある程度コンパクトに固まった地域で集落排水をやると、処理としては非常に効果的に見えるんですが、最後、キーポイントになるところは、そこに皆さんが排水をつないでくれるかどうか、そこがポイントだと思うんです。公共下水道と同じく、集落排水を整備したんだけど、6割、7割しかつないでいただけませんということになると、やはりこれは、非常に投資効果が薄いということになってしまいますので、そこは慎重に考えるべきだろうというふうに思いました。

ただ、この生活排水処理基本計画の中で、そこまで詳しくは書いていないと。過去に費用の面で検討した結果も確かに明示はしていませんので、それについてはちょっと、次の環境審議会の中でも補足説明をせざるを得ないのかなというふうに思いますが、現状そういうことで、技術的には幾らでも可能です。ただ、現実それを、人口減少なりの中でそれをやっていったときに、本当に町全体、また、使う方の負担を考えたときには、本当に有利に働くかどうかというのは非常に疑問に思っておりまして、先ほど言ったように、引き継いだところが、やりたいという人には、まず補助金を出して100%完成させようという個人設置型というところに行き着いたということでございます。

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

●堀委員 まず、都市計画区域で今回色分けされていない白地の部分については、そうすると、公共下水道区域であっても個別処理の事業でやっていくのだということなんですね。どうも図面だけを見ると、入るのか入らないのか、将来的にやってくれるのかやってくれないのかというのがはっきりとわからないものですから、やはりそこら辺は、ちょっともう少しわかるようなものが欲しいなというふうには思ったんです。

当然、門静1丁目の方々とかでも、将来的には来るかもしれない、いや、初めは来ると思っていたというふうな話にはなると思うんです。でも、何か、いつの間にか来なくなったよ。いや、でも、うちは今、くみ取りだから浄化槽にしたいんだといったときのものという、投資を切りかえる段階での選択といった中で、集落排水もそうなんですけれども、厚岸町で、ですから、費用対効果で集落排水はしないですよ。もうしません。個別処理しかないんですと言えば、それでもう諦めて、皆さん、やるときには集落排水じゃなくて個別処理をどんどんやっていくと思うんです。これがどっちつかずの計画で、いや、やるときにはやるんだというのであれば、じゃ、そのときまで待とうかとい

う、当然、そういう選択だって起こり得ちゃうんです。やはりそうじゃないのであれば、こうやって公共下水道以外全てを個別処理区域にしたわけですから、そこで厚岸町は推進していくんだという強いやはりメッセージを、私は町民のほうに送るべきだなというふうに思うんです。その点についてはどうなんでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） 生活排水処理基本計画は、今の時点では、まだ案というふうになっていまして、環境審議会において、まだ審議の途上にあります。ですから、この段階でこうしていくんだという、先ほど予算の話もありましたけど、まだ補助内示も出ておりません。予算はその方向で計上させていただいてはいますけども、全てが決定しているわけじゃないものですから、これでいくぞとぶち上げるのはちょっと、今の時点では早過ぎるのかなと。いろいろ今回も課題が出ましたし、前回の環境審議会においても10基で90年だという話も出まして、まだまだ審議の余地がありますので、その審議を待つて町民に、その方向で決まった場合には、逆に大いに活用してほしい制度ですので、そういう方向で周知をしたいなというふうに思います。

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

●堀委員 ぜひ私の意見も環境審議会のほうでも、どのような形でもいいですから、こういうような考え方もあるといった中では、議論の素材のほうにも挙げていただければ、そしてその中で、本当に厚岸町全体が住環境、生活環境の向上と、あと、地域の環境保全というものに少しでも早く役立てられるような形の中で事業推進ができるようにしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

●委員長（佐藤委員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） 4月上旬にはきっと補助内示も出て、環境審議会の答申もまとまるだろうと。ぜひ、この基本的な案の内容でまとまることを期待して、ぜひ効果的な投資手法で環境保全に努めていきたいなというふうに思います。

●委員長（佐藤委員） 他にございませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） なければ、進みます。

5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費。

（な し）

●副委員長（中川委員） 2 目農業振興費。

2 番、大野委員。

●大野委員 ここで何点かお聞きしたいんですけど、間違っていたら指摘してください。

まず、町長の町政執行方針の中にもございましたけど、厚岸町家畜自衛防疫協議会と、それと厚岸町農業担い手育成支援協議会、今年 2 月に立ち上げましたよというのがあったんですけど、これの、どこを見ても予算化されていない。これ、お金の使わない協議会なわけじゃないと思うんですけど、この 2 月に設置されたほうは予算に間に合わなくても当然なんですけど、自防協のほうは前からあったので、これは一体どこの科目であれをするのかお聞きしたいのがまず 1 点と、その自防協の中でも、その次に、昨年から町営牧野、J A 釧路太田などの保育センターに入牧する際に、牛ウイルス性下痢・粘膜症、いわゆる B V D - M D の検査を行っている。その検査に対して、多分これは農家さんの自己負担軽減を図るために、ことしから国の補助事業を活用し云々かんぬんとあるんですけど、まず、その内容を、僕もちらっとは知っているんですけど、皆さんにやっぱり周知する必要があるなと思って、ちょっと詳しく教えていただきたいのと、本年 2 月に立ち上げた農業担い手育成支援協議会、会長は町長ですよ。それで、前の科目の農業委員会の後継者対策協議会の、前は多分、そこと一緒だったのか、新たにつくられたものですから、それを兼務するのか、農業委員会ですから、後継者対策、要は花嫁対策のほうを別個に農業委員会に持たせているのかというのを説明していただきたい。

まずその点をお願いしたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） まず、担い手育成支援協議会のほうでございますけれども、委員おっしゃられました、農業委員会のほうの予算に載っております農業後継者対策協議会というのがございますけれども、この協議会を担い手育成協議会に名称を変更しまして、担い手全般の協議をする協議会として、2 月に変えて設立をしたということでございます。ですので、予算的には農業後継者対策協議会ということでここに載っているんですけども、これは改めて補正予算の段階で整理をさせていただきたいなというふうに思っております。後継者対策としての取り組みは、そのまま担い手育成支援協議会の中で取り組んでいくという形になりますので、そういった形でいきたいというふうに考えております。

それで、それ以外の予算というのは、実は、この担い手育成支援協議会では考えておりません。それを構成している機関としては、厚岸町、それから太田農協、それから普及センター等が入っておりますけれども、担い手全般のことについて、いろいろ連携をして協議をしていくと。そういった中で、方向性というのはそういった協議会の中で協議をした上で、それぞれの機関はそれぞれの役割がございますので、その役割の中でその方向に向かって対策を進めていくというような形になるというふうに考えております。

それから、厚岸町自衛防疫協議会につきましては、これも予算は持っておりません。これも協議会として予防接種等をやっておりますけれども、そういった中で、手数料を

いただいております。自衛防疫協議会の中でいろんな予防接種をやっている趣旨というのは、その中で整理をさせていただいて、それに手数料をいただいている部分でいろんな若干取り組みをやっているというような形になっている組織でございます。

今回、執行方針の中で書かせていただいておりますけれども、おっしゃられましたように、何年間かBVDと言われる牛ウイルス性下痢・粘膜病という病気が、これは届け出伝染病でございますけれども、そういう病気の牛が町営牧場に入ってくるという形の中で、牧場から市場に出ていった牛がその病気にかかっていたというようなことが何件か発生しております、その発生が何年か前からずんずんふえてきたというような状況がございました。それで、それを何とか摘発をするために、牛の検査をするのではなくて、まず牛乳の検査をするということで、牛乳を検査をしますと、その農家さんの搾乳牛の中に病気がいるかないかというのがわかるんですけれども、これをまずやろうということで、自衛防疫協議会の中で、平成23年の3月だったと思うんですけれども、それからまずやらせていただきました。

それをやりましたら、3件くらいそういうのが出てきましていたんですけれども、なかなかそれが、その後も何件か出てくるというような状況が続いております、それで昨年の秋に町営牧場から退牧をする段階で、やはり、牧場にいる牛を農家さんに返す前に、きちんと血液検査をして、問題ないということがはっきりした牛を返すと。それから、はっきりしたものを冬期、舎外に移すというような形の取り組みが必要だということで、農協の保育センターの牛も同じことなんですけれども、そういった取り組みが必要だということで、自衛防疫協議会の中で協議をしまして、昨年秋にそれを実施いたしました。

ただ、今度、それに係る経費が、実は1頭、通常であれば2,800円から3,000円ぐらいかかるということになりまして、非常に大きな数字になってしまう。それで、酪農学園大学の協力をいただければ100頭単位で2万円というような形でやっていただけるといようなこともございまして、酪農学園大学のほうの先生と協議をさせていただいて、そういうところでやってもらう形にして実施をさせていただきました。

ただ、それも、実際に今度、そこで摘発されますと、全部の牛をやらなくちゃいけない、それから淘汰もしなくちゃいけないということで、いろんな経費がかかってまいりますので、何とか補助の道がないかということを探しております、それを、大野委員にも協力をいただいて事業を探していたんですけれども、それが、今回、執行方針の中でお話をさせていただきました血液検査ということで、地域衛生管理体制整備事業という国の事業がございまして、それで何とか対応できるのではないかといようなことが昨年末から話が出てまいりまして、最終的には、その事業の要望の取りまとめといようなことがございまして、2月の段階で数字的なものを整理させていただいて、計画書を北海道のほうに提出をしたといような状況でございます。

北海道のほうの担当の話を聞いている段階では、何とか見込みがあるんじゃないかなといようなお話を聞いておまして、今回の当初予算には、実は間に合わなくて、それらが最終的に、まだ計画書を出した段階ですので、それが最終的に整理がされて決定がいただければ、厚岸町は間接補助主体という形になりますので、厚岸町の予算に、補助予算で計上をさせていただきたいなというふうに考えているところでございます。

●委員長（佐藤委員） 2 番、大野委員。

●大野委員 恥ずかしい話をする、私、このBVDにおととしかかって、体験していますので、農家負担がかなり、詳しく課長が言ってくれたんですけど、牛乳で検査して、まず全頭、うちなら150頭搾乳しているといったら150頭血液検査して、ウイルスを持っている牛を固定します。それまでは大学で100頭単位で2万円でやってくれるからいいんですけど、見つかった時点で、妊娠している、おなかの子牛に遺伝するものですから、生まれてくる順番に、その子牛の血液を検査機関に送って検査してもらわなきゃならないんです。きょう検査して見つかると、今、おなかの中で妊娠していますから、今は3月ですから、多分9カ月ぐらいまで、だから、ことしいっぱい生まれてくる牛は全頭検査しなきゃならないんです。その価格が、一月に100頭も生まれませんから、今月10頭とかといったら、100頭でないと大学で検査してくれないですから、釧路の家畜保健所に送るんです。そうすると、1頭3,000円くらい検査料がかかるんです。今月3万円、来月も3万円と積み重ねていったら、これは結構な金額になるんです。

もちろん、BVDに陽性反応を起こした牛は、法定伝染病じゃありませんから、届け出伝染病ですから、自主淘汰です。保険金も一切おりません。それが2頭、3頭いると、もちろん搾乳牛を淘汰するわけですから損失ですよ。それプラス子牛の血液検査もしなきゃならないというので、課長、何かいい案、補助金でもないですかといって、一緒に探して、こういうのが該当するんじゃないかというのを見つけて、ただ、新年度から、申請しないと、認可されないともらえないというので、何か2分の1事業みたいなんですけど、今までゼロだったから2分の1でもいいんじゃないかと、何か農家のために探してくださいよと。

それで、窓口が自防協でもできるという話で、そうしたら、ぜひ探してみてくださいというのをお願いした経過がございまして、今、詳しい話で、本当に、牧場でも何頭か見つかったという話を聞いて、共済組合とも相談しながら、何かいい方法がないですかねという話をしていたら、まず、春先に、入牧する前に予防接種をしているよと。今、5種とかになって、6種とかに変えれば、そういうものもだんだん、何年か経過年数がたつうちに減っていくんじゃないかとか、そうしたら、今までなら入牧対象牛だけだったけど、厚岸町にいる牛全部を、育成牛に予防接種を打てば、だんだん、2年、3年たつうちに減らしていけるんじゃないかなというふうなことから、こういう質問をさせてもらって、自防協では、厚岸町は、釧路太田の分しか僕はわかりませんが、全戸対象に、多分予防接種を行って、一部、トライベツ地区はありますが、そっちは浜中農協のほうで多分対処してくれているんでないかなという、推察するわけなんですけど、そうだったので、ぜひこれ、毎年、多分、日本中でもすごく少ない予算なはずなんです。そんな、何十億円もついているような予算じゃないので、多分、早い者勝ちの申請主義だという、何か支庁のちょっと話を聞いたので、おくれないうになるべく、これからも申請していったほしいなと思います。

その辺は答弁はいりませんが、次の担い手育成支援協議会のことなんですけれども、ここで多分、新規就農とか、一括相談したり、協議したりする場なんだろうと思う

んですけれども、3月4日の、道新じゃないんですけど、日本農業新聞に、標津町がJA標津町、農業協同組合と協同で、両方ともお金を出し合って、新規就農者に支援しようということで記事が載っていたんですけども、まずは新規就農、2年か3年、研修するといったときに、その教える人、ベテランの農家さんに入って研修するわけなんですけど、そのときに、一月15万円、町と農協で、両方で折半して負担するという、そういう支援策とか、あと、牧場リース、農場リースであれば場合は、施設整備とか機械を3年間、最大1,500万円まで補助するとか、いろんな、あと、就農後は固定資産税3年間全額免除とか、ヘルパーの半額助成とか、いろいろ何か書いていたんです。そういった、標津町で、ここは140戸ほどの農家があって、やっぱり離農もあって、生産量が伸びなくて、こういう支援策を考えた。先日、標茶町でも、町長の町政執行方針の中に新規就農の研修施設を建てるという、何か表明されたみたいなものを新聞記事で見たんですけども、そういったものもやっぱり厚岸町でも考えていただけないものか。

また、最近、釧路太田農協で、生産量が2月単月で94.5%前年対比で落ち込んでいるもので、乳牛を導入した場合に、導入金額の2割を補助する。1戸70万円までというのを打ち出して、1年間募集するんですけども、そういった事業に対して、乳牛導入資金を補助せいとまでは言いたいんですけども、そういった場合の、資金対策した場合の利子補給等々、やっていただけないものかどうか、制度資金に乗るか農協資金を使うかにもよりますけども、そういったものを、多分、この協議会で検討し、最終的に町で判断すると思うんですけども、そういった面はどうお考えなんでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 新規就農の関係では、ちょっと標津町のものは、申しわけありません、見ていなかったんですけども、標茶町も、今回新たに農業生産法人をつくって、それとあわせるような形で学校を利用した研修施設の整備なんかもやって、新規就農を進めたいというようなことで記事も載っておりましたし、新規就農の関係については、昨年から、農協のほうからも、今までの制度を拡大してほしいということでの要望も受けております。

それで、私のほうも、大きなところでは浜中町、それから標茶町、それから別海町なんかも含めて、いろいろ状況の調査をしております。私どものところで持っている条例では、厚岸町新規就農者誘致条例ということで、この条例の中では、農地保有合理化事業、それから農場リース事業を利用して賃貸した場合に、賃借契約の5年間の2分の1の賃貸料を助成をする、あるいは固定資産税の分の助成ですとか利子補給の分ですとかというのもその条例の中では持たせていただいております。これについては、当時の厚岸町農協があったときに、4件ほど利用をしております。ただ、当時は平成14年くらいでしたので、その後、10年以上、ちょっと、それらの利用がないということっております。

それで、その拡大というような要望も受けているということで調査をしているんですけども、浜中町は、同じような形でもって、賃貸料の5年間2分の1の助成等のものを持っております。ただ、標茶町は、5年間の賃貸料は8分の1と。それから、別海町

は、1回300万円を奨励金として給付をして、それで終わりというような形になっております。

やっぱり、それぞれの町で、それぞれ違う、同じやっぱり新規就農を目指しておりますけれども、それぞれの町で、それぞれやっぱり違う条件でやっている状況があります。ですので、今、それらを、よく内容を確認をして、農協の要望にどういった形で応えられるのかについて検討をしている段階ということで、今すぐこの場でお話しすることはできませんけれども、そういった形で調査をして検討を進めているという状況でございますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 2番、大野委員。

●大野委員 ただいま課長に厚岸町新規就農誘致条例の中身もちらっと言っていたんですけど、これを見ると、農業公社でやっている農地保有合理化事業や農場リース事業に乗っからないと、この条例は適用されないと。ことしも多分、年内に釧路太田農協のほうで新規就農されると思うんですけども、公社に乗っかれない場合、農協が一時取得して、新規就農予定の人に貸すといった場合にも適用になるような条例、農協が入るから、まず信用できるだろうと。農業公社が一旦買い受けしなくても、農協が責任を持ったら同じことではないのかというような、この農場リースに乗っかるにも、期間がいきますよね。きょう、僕がリタイアしたから、今月末から違う人に引き継ぐという、本当はそれができればいいんですけど、そうにはなりませんよね、すぐ。そういった場合に、やっぱり、一時農協がそれを取得して、その人に貸すといった場合には、全然この条例のあれは適用されないの、そういった場合にも適用可能なような条例を厚岸町独自でつくっていただけないものかなと。例えばの話で、農協はどう考えているかわかりませんが、そういった場合もあり得るんじゃないかなと。

それと、まずそのことについて、今、農協と協議して、条例整備等々考えているので、そういった面もやっぱりちょっと含んで考えていただきたいと思いますと思うんですけども、いかがでしょう。

●委員長（佐藤委員） 町長。

●町長（若狭町長） お話ありましたとおり、厚岸町農業担い手育成支援協議会、私が会長でございます。そういう立場からも、今、ご指摘がありましたとおり、農業後継者協議会は、どちらかというと後継者を中心にした協議会であったわけであります。

そういう中で、農協からも新規就農についての対策を大きく講ずるべきじゃないかという要請等もいただいた中で、改組いたしましたして、新規就農者、すなわち担い手対策ということも重きを置こうという組織に変えたわけございまして、そういう面においては、条例等がありますが、その分も含めて、今後、効果ある施策としてどういうものがあるのか、今、ご指摘がいろいろありましたけれども、それらも含めて、協議会としても前向きにいろいろと協議を掲げてまいりたいと、そういうふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 2番、大野委員。

●大野委員 ただいま町長から答弁をいただいたので、わかりました。

前、僕、一般質問をしていたんですけれども、答弁をもらっていたことがあるんですけど、ちょっと話は違うんですけど、人・農地プランの進捗状況と、あと、農振区域の見直しについて、多分、人・農地プランというのは今月末までに作成して提出しなきゃならないと前に答弁いただいたんですけれども、その2点はどうなったのか、ちょっと教えていただきたいなと。

●委員長（佐藤委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 人・農地プランでございますけれども、今月末までということと言われておりましたけれども、実は、2月27日に、人・農地プランの検討委員会というのを開催させていただきました。この検討委員会は、担い手育成支援協議会の中で、その中からメンバーを選定させていただいて、検討委員会と。その検討委員会の中で検討をさせていただいて、それについては承認をいただきました。

承認をいただきましたので、それをもって町のほうに報告をいただいて、町のほうで28日付で人・農地プランの策定という形にさせていただいております。ですので、それをもって、道のほうと、それから農政事務所のほうにもそういう策定を終えたという報告はさせていただいております。

それから、農振の計画の変更の関係でございますけれども、これについては、今現在、年明けから全ての農家に図面を見ていただいて、そこで説明をさせていただいて、将来的な状況、考え方の確認をさせていただいて、それについては全部終わっております。それ以外の、農家でない部分で農地を持っていられる方の内容も整理をして、今、それを、図面と、それから台帳を整理する部分については、業者に委託しておりますので、そちらのほうにそれを送り込んで整理をしてもらっている段階でございます。それが終わりますと、大体の、今度は基本的な、それぞれの、個人の農家さんの意向の分というのは整理ができますので、それにあわせて、計画を変更する文面ですとか、そういったものを整理をして、何とか年度内に形にしたいなということで、今、進めている状況でございます。

●委員長（佐藤委員） 2番、大野委員。

●大野委員 ただいま答弁をもらったんですけど、年度内に何とかなるという理解でよろしいのでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 計画の原案については、大体年度内にまとめたいというこ

とで、これは以前からお話をさせていただいております。その原案を、今度は農業委員会、それから、それぞれの農協の意見を聞いた上で、今度、振興局を通じて北海道のほうの確認を得なくちゃいけないという手続に入ってきます。ですので、それができ次第、そういった手続を進めるということになりますので、年度内に全て完了ということにはなりませんので、その辺、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） よろしいですか。

他にございますか。

10番、谷口委員。

●谷口委員 新規就農等について、ちょっとお伺いしたいんですけど、今、どういう制度があって、どのように活用されているのかということでお伺いしたいんですけど、一般的に言えば、一定の農家だとか、あるいはどこかの法人等で運営している、そういうところで研修を行った人が、それが認められれば新規就農者として着任をするというのが原則になっていると思うんですけど、それによって、どのくらいの新規就農者に、補助だとか、どういうものが今の制度としては行われているのか、ちょっと教えてください。

●委員長（佐藤委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 厚岸町が持っている条例の関係でお話をさせていただきたいと思います。

この条例でもって、今まで、平成14年までに4件やられていますけれども、その方たちに対しまして、5年間で助成を行ったのは、大体800万円くらいから1,400万円くらいの金額を助成をしているような形になります。

それで、まず、研修に2年間、研修費のような形でもらえる制度がございます。それは、町からはお金が出ていくものではありませんけれども、それをいただいて2年間の研修をして、そして実際に就農をした段階から今度、5年間、また給付金という形でいただける部分があるんですけども、それについては今、厚岸町から出ていく、助成をするという、お金は、先ほど言った700万円くらいから、実績としては1,400万円くらいまでであるということでございまして、このほかに、そういう準備期間2年間が、給料のような形でもらえる部分と、それから、始めてから5年間、給付金のような形でもらえる部分というのはまた別に、制度としてございます。

その中で、厚岸町の分として、先ほど言われていた部分では、厚岸町の制度として、それをもう少し使いやすくしてほしいと、もう少し拡充をしてほしいというような形で要望を受けておりまして、それらについて今、検討を重ねていると。やはり、大きな金額になるものですから、それらについて検討をしているというような状況でございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員　それで、厚岸の新規就農の補助金というのですか、これについては、その原資は何なんですか。

●委員長（佐藤委員）　産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長）　町の部分に対しては、財源措置はございません。町の単独費ということになります。

●委員長（佐藤委員）　10番、谷口委員。

●谷口委員　全額単費で、交付税にも含まれていないというふうに理解していいんですね、その補助金には。

●委員長（佐藤委員）　産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長）　その費用に入ってくるということでは、ちょっと、私のほうでは押さえておりませんけれども、ほかに補助金をいただけるというものもありますし、そういう部分では単独費ということと考えております。

●委員長（佐藤委員）　10番、谷口委員。

●谷口委員　その事業を、補助金があるかというのではなくて、そういう事業を行うことによって、その財源として見れる地方交付税の算定の中にそれも含まれていないというふうに理解していいのかということを私は聞いたんですよ。

それで、含まれていないというんですけれども、ただ、国家予算も、成年後継者、あるいは新規就農者対策をきちんとやっていこうということで、今回の予算でも、補正等をあわせても、合計額で223億9,800万円が計上されているというふうに報じられているんです。そして、その中に、それぞれの二つの型があって、それぞれ一定の額、150万円を最長2年間給付するというのと、それから、人・農地プランに位置づけられている45歳未満の認定就農者に対して年間150万円給付しようというものに分けられていると。そして、そのほかに、新たに、今度は親元就農についてもその制度を活用していこうというようになったというふうに報道されているんですけど、それらについてはどういうふうになっていて、それが厚岸町として、今後これらを活用してどう進めていくのか。

聞くとところによると、最近も相次いで何戸かの農家が離農せざるを得ない状況に追い込まれていると。あるいは、中には新たな就農者も見つかったとも伺っているんですけど、それらについてどうしようとしているのか、お伺いをいたします。

●委員長（佐藤委員）　産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長）　交付税のほうの措置は、これを行うことによって交付税の

措置というのではないということでございます。

それと、今お話のありました2年間150万円ですとかという部分は、研修期間の準備金ですとか、それから、就農してから、そのときに、そういったものが給付されるというような形のものです、それについては、町が出すものではなくて、国の制度としてそういうものがありますので、それは最大限活用しなければ本人のメリットにもなりませんので、それは活用するようにしなければならないというふうに思っています。それに加えて、先ほど、町が持っている条例でもって支援をするというような形の、全体的な枠組みになってまいります。

ことし、年末から年明けにかけても、実は2戸の農家が離農されたというような状況でございます。実は一組の夫婦が研修に昨年から入っておりまして、この方は、来年の4月の新規就農ということ当初目指して話が進められていたんですけども、そういう2戸が離農されたというようなことで、すぐにでも就農できないかというようなことの話も農協のほうでされていたようです。

ただ、すぐというのは、やはり、きちっとした研修をした上でなければ、それはやっぱり、農協のほうにとっても当然リスクがあります。本人にとっても大きなリスクになると思うんです。やっぱり準備期間というのは、きちっと研修をして、それで、そこである程度ためるものもためていかないと、やはり、きちんとした営農につながってこないというようなことがございますので、そういうことは、そういう国の制度をうまく活用して、最大限給付が得られるような形で、農協、それから農業委員会のほうと連携して取り組んでいかなければならないということでやっているところでございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 わかりました。

それで、親元就農というのが今度新たに、それを認められたということは、これについてちょっと教えてもらえますか。例えば、後継者が親元就農になるのか、あるいは、昔よく言った二男、三男対策、そういう人たちのための新たな就農の場をつくるということが親元就農になるのか、それについてはどういうふうになるんでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） ちょっと大変申しわけありません。親元就農というのが、具体的にどういった形でというのは、ちょっとまだ詳しく承知をしておりません。申しわけありません。

ただ、要は親元で後継者になるという段階では、そういった支援がないんです。やはり、そういうところにどこかから戻ってくる、あるいは学校を出てということも含めて、そのときに何か支援があれば、もっと後継者として、そういうことにつなげていきやすいというようなことが、今、いろいろなところでやっぱり出されておりまして、そういう部分で、親元就農をする場合に、新たに、例えば6次産業化ですとか、新たな取り組みをするといった場合に支援があるですとか、いろいろあるみたいなんです。ですので、

それらもよく研究をして、そういうものも活用できるのであれば、農協のほうともよく相談しながら、そういうものを活用するようにしていきたいなというふうに考えております。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 やっぱり、農家の新規就農者あるいは後継者対策、そういうものは、やっぱりきちんとしていかないと、厚岸の農業自体が一気に衰退をしてしまうと。やっぱり高齢化は進んでいるわけですよ。やっぱりそういう中で、後継者対策をきちんとする、あるいは、どうしても無理なところには新規就農を勧めると。あるいは、もしできれば、農家で何人か子供さんがいれば、そういう人たちが上手に、うまく新しい農家を引き継いでもらうとか、そういうこともやっぱり真剣に取り組んでいかなきゃならないと思うんです。大規模だけではなくて、やっぱり全体の集落を維持するという意味からも、それがやっぱり農村を守っていくことにもなると思うんで、そのあたりはやっぱり十分研究してほしいし、新しい制度をやっぱり積極的に活用していただきたいなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 新しい制度、今回の国の予算に関しましては、かなり大きな制度の改正なんかがあって、今、中間管理機構ができるですとか、戸別所得保障制度の中で、厚岸町のほうでも活用できるような制度があるですとか、いろいろなものが出てきております。ただ、これも3月4日に説明会があって、そのときに説明を受けても、まだ具体的な内容が決まっていなくて、そういうような状況でございますので、本当に詳しいものがまだ出てきていないというようなことがありますので、それらについては漏れがないように、よく見て、農協と連携して進めていきたいなというふうに思っています。

●委員長（佐藤委員） 他に2目ございませんか。

（なし）

●委員長（佐藤委員） なければ、区切りがよいところでございますので、本日の会議はこの程度にとどめて、あす、引き続き審査を行いたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（佐藤委員） 異議なしと認め、本日の委員会はこれにて閉会し、あす10時から、本議場において委員会を開催いたします。

ご苦労さまでした。

午後 4 時56分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成 2 6 年 3 月 1 2 日

平成26年度各会計予算審査特別委員会

委員長